

官報

号外 昭和二十七年四月十七日

○第十三回 参議院會議録第三十一号(その一)

昭和二十七年四月十七日(木曜日)午前
十時五十三分開議

議事日程 第三十号

昭和二十七年四月十七日

午前十時開議

第一 住民登録法施行法案(衆議院提出)
(委員長報告)

第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第三 町村職員恩給組合法案(内閣提出)
(委員長報告)

第四 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第五 千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際

統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件(衆議院送付)
(委員長報告)
○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨十六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

食糧管理法の一部を改正する法律案同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を厚生委員会に付託した。

国立病院特別会計所風の資産の譲渡等に関する特別措置法案同日委員長から左の報告書を提出した。

町村職員恩給組合法案修正議決報告書

住民登録法施行法案可決報告書下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その一) 議長の報告 會議 公務員の給与改訂及び人事院の機構改革に関する緊急質問

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

森林法等の一部を改正する法律

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律

一昨十五日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸大臣官房 間嶋大治郎君
房親光部長

昨十六日内閣総理大臣から、中央更生保護委員会事務局成人部長大坪與一君、運輸大臣官房親光部長間嶋大治郎君を第十三回國會政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

(木下源吾君発言の許可を求む)

○議長(佐藤尚武君) 木下源吾君

○木下源吾君 私はこの際、公務員の給与改訂及び人事院の機構改革に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○相馬助治君 私は只今の木下君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 木下君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。木下源吾君。

(木下源吾君登壇、拍手)

○木下源吾君 私は只今の件に関しまして我が党の代表質問をいたしたいと思ひます。

給與の改訂に関しましては、すでに今日の公務員の生活の状態はもう非常な行き詰りになつておりまして、常識的にもどなたもこれは改訂すべきだといふお考えだと考えます。これを内容をしつと申し上げますといふと、先に人事院の勧告いたしました一万一千二百六十三円のベースは、昨年の五月における標準生計費、即ち成年男子の標準生計費、及び昨年三月の民間給與の調査を基礎として、これを同年五月に換算して、これによつて俸給表を作つたのであります。ところがこの勧告に對しまして政府は俸給表を一律に一割以上の削減をいたしました。従つて現行は給與平均一万六十二円、昨年十月より施行されることになつて今施行されておりますが、そのまま現在に至つてゐる。然るにその後の情勢は、消費者物価指数について見れば、全都市の総合指数は、昨年の四月六月から見て、本年の一月で八%、二月でも七%の上昇

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その一) 公務員の給与改訂及び人事院の機構改革に関する緊急質問

を示しております。これに伴つて都市勤労者の平均の支出金額も昨年四月六月に比べて一・一%の増加を示しているであります。そこで注目をすべきことは、例年は一月や二月は季節的に物価も最も安い線を辿つておるのであります。従つて支出金額等も一年のうちでも最も少く済むこれは時期であります。このことは、人事院が、常に我々の改訂要求のとき季節差というものを言うて主張しておる問題であります。ところが今申上げるように、このような季節変動の調節を一月、二月に加へれば、生活費に一〇%以上の影響を與へてゐることはもう明らかであります。で、一方、民間給与の推移を見れば、これらの生計費の上昇の影響を反映して、労働等の毎月勤労統計によれば、民間産業の現金給与額は昨年の五月に比べて本年一月においてはすでに二七%、これは実に三割に近い上昇を示しております。従つて勤労者家計の苦境をこれが雄弁に物語つてゐるものであります。これを金額にして見ますといふと約三千円の増額でありまして、又東京都の調査によれば、給料生活者において銀行会社員と官公吏との対照を見れば、昨年五月においては約三千円、六月、七月のボーナス時期においては

実に八千円前後、本年一月においてもなお四千五百円という開きがあります。労働基本権を奪われた官公吏の給与が常に民間給料を下廻つてゐる実情が示されてゐるのであります。これらはいずれも政府の責任を有する統計によるものであります。人事院のいわゆる標準生計費もこれらの事実を反映するものであるならば、当然国家公務員法第二十八條のいわゆる情勢適応の原則に基いて勧告の義務が私は当然人事院に生じてゐるものと考へます。これらの実情にもかかわらず人事院は、人事院の称するいわゆる理論生計費に未だ五%以上の影響なしと強弁するならば、我々は改めて人事院の調査方式を再検討しなければならぬと考へます。先に述べましたように、例年ならば下る時の一月、二月も、なお物価は上昇して、生計費の支出もこれに伴つてゐる実情は、公務員の保護に責任を負ふところの人事院としては見逃すことは私は断じてできないと思ふのであります。現行給与が昨年五月に基礎を置く勧告をさへ一割以上下廻るものであり、而もそれが漸く十月から施行された経過を考えれば、公務員の家計の窮乏は全く察するに余りあるものであります。国家公務員法の趣旨はいかにあ

りやと言わざるを得ないのであります。公務員から基本権を奪つた公務員法改正の際示されたマツカーサー書簡にも明らかに書いてありますように、この際、政府並びに人事院は深く反省すべきであると思へます。従つて、私はこの際、財政関係においては大蔵大臣、又人事院に対しては勧告をいつ一体するのであるか、そしてその内容、これを一つ承りたいと思ふのであります。勧告の内容、時期等について人事院の御答弁をお願いしたいと思ひます。

次に、いわゆる行政機構改革の一環として、人事院においても今回いろいろ政府がその性格をも変えようとする意図があるように見受けております。聞き及んでおるのであります。私はこの点に対しては、政府に、極めて重大なことと考へますので、總理からお伺ひしたいのであります。

そも、人事院のできましたのは、一九四八年七月のマツカーサー元帥の書簡に基いて、首相は即ち国家公務員がいわゆる国民に奉仕するものであるという建前から、争議権、団体交渉権等を剝奪したのでありまして、その代償といたしまして、いわゆる人事院を設け、政府の勝手な行政委員

会を設けて、そして人事院がこの保護のいわゆる手段を講じておつたわけでありまして、この書簡は、今更申上げるまでもなく、明らかに書簡の中に「国家の公益を擁護するために政府職員に課せられた特別の制限がある」という事実は、政府に対し、常に政府職員の福祉並びに利益のために十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめておる。これがいわゆるマツカーサー元帥の書簡であります。憲法以上のこの書簡、これに基いて国家公務員法が制定せられました。公企労法も制定されました。而もこの書簡の他の部分を見ますといふと、こういうようなことが書いてあります。『国家公務員法は、本来、日本における民主的諸制度を成功させるには日本の官僚制度の根本的改革が不可欠であるとの事実の認識の下に考へられたものである。なぜならば、かかる民主的制度の強弱は、その政治的、経済的、社会的のいづれなるを問はず、必然的に直接公務員制度の態勢如何にかかると書いてあります。この国家公務員法は民主的諸制度を成功させる最も重大な要素、それを含んだこれは制度であります。今伝えられるところによれば、政府の改革案といふものは、これら、これがためにできた、公務員法によつてできたところの人事院の独立的なその性格を多分に制限いたしました。大幅に制限いたしました。そして、政府の私的なつまり行政機構の中に入れようとしておる。これが私は重大な問題ではなからうか。

そこで伺ひしなければならぬことは、政府は一口に言うならば、講和発効になるから、もうこの時期においては、マツカーサー元帥の書簡であらうが、憲法であらうが、何であらうが、そういうものは我々は関知するところではない、こういう考へ方なのか。具體的に言うならば、いわゆる旧来の悪弊ある官僚制度が根本的に改革せられたと考へられておるのかどうか。これは私が總理大臣にお尋ねしたいところでありまして、私はこの改革がなされておるとは考へられないし、又国家公務員法に基く人事院の仕事が今わずかにその緒にいたただけだといふより考へられない。職階制であらうと或いは給與制であらうと、その他のいろいろのつまり公務員制度の改革はわずかに端緒にいたた過ぎない。そこでこれを成功させるためには、いわゆる政府の勝手気ままに何でもやり得るといふ、政府が今やろうとするようなことでは

達成できないのだ。成るほど政府は憲法の條章に従つて行政のことについては国会に責任を負うのである、國民に責任を負うという建前から、或いはこれらの改革を遂行しようとするかも知れませんが、なお、併しなから、私はこの際においては、これらの人事院を設け、日本民主化のためにやろうとしたことが目的を達したかどうかということが、根本的な問題であると考えるのであります、この点について政府から明快なる一つお考えを承りたい。そうでないという、日本の公務員諸君は今何を考えておられるのかと言いますと、こういうふうに恐らく考えておると私は思うのである。一方に、争議権、団体交渉権というやういふものを剥奪された、公務員法によつて剥奪されたのだ。それを今公務員法の実体がなくなるような改革をするというところであれば、当然、憲法の基本権であるところの団体交渉権、争議権は、やつてもいいということになるのであります、(「その通り」と呼ぶ者あり)このことを十分に政府は認識せられて、人事院のいわゆる機構改革を進められておられるのかどうか。(「ファツショ化だよ」と呼ぶ者あり)私はむしろ國家公務員が、その面からのみするな

らば、明らかに団体交渉権、ストライキの權利を、いわゆる基本権を獲得することが好ましい、そういうふうな考えておりますが、そうではなく、そういう諸權利は剥奪しておきながら、他面においては公務員を保護する一切の責任を放棄する、こういうことであるならば、これは由々しき問題だと考えますので、政府の只今御出席になつておられますところの、かた／＼で責任を負える御答弁、並びに総理大臣のこの政治的の面における考えは総理大臣からお伺いしたい。

時間がありせんからこの辺にしておきますが、機構改革に関する問題については、人事院総裁にも私はその所見を承りたい。本日は人事院総裁が見えられておりませんから、この答弁は後日に一つ譲つてよろしいと思ひます。いずれにいたしましても、現内閣が行うところの最近の傾向を見ておりますところの、何か破壊するものが労働者である、共産党に名をかりて全労働者を共産党とみなすやうな態度でおるといふのが、やがて上程されるであらうところの破防法である。私はそのうではなく、現内閣は、これらのことを企圖する前に、日本の民主化を達成するために築き上げられたいろ／＼の

これらの問題をみずから破壊しないやうに。みずからそれを破壊するならば、他を責める資格はございません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)どうか内閣の諸公はこの点に十分に留意せられまして、独善的ではなく、資本家的で物を考え、なお今日では、両立するところの、共存するところの余地があると考へますので、強引に無謀なるいろ／＼な政策を強行するということについては、十分に反省せられることが大切ではないかと考へます。この機会に、あえて一言を附加しまして、私の質問を終ることにいたします。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 公務員の給與に關しましては、政府は常に關心を拂つておるのであります。最近の物価の動き等から、人事院のほうでも検討いたしておられると思ひますが、まだ給與に關する勧告は出ておりません。出ましたならば、それによりまして研究の上善処いたしたいと思ひます。(拍手)

〔政府委員保利茂君登壇、拍手〕

○政府委員(保利茂君) お答えします。

人事院の機構の問題についてお尋ねでございますが、新らしい日本の民主主義を發展して行かなければならな

い諸制度の推進につきましては、これは今後といへども政府は全力を擧げてこの推進を図つて行かなければならぬことは申すまでもないことであります。独立後の日本の行政機構につきましては、政府は年余に亘りまして、独立後の国力にふさわしい簡素能率的な行政機構を持ちたいということで、今日まで研究を重ねて参つております。

人事院の制度につきましても検討を加へまして、近いうちに成案を御審議頂くやうな段階に立ち至ると思ひます。併しなからこれによりまして、政府は公務員の特に処遇につきましては、機構上におきましても万全の措置を講じて参りたいという氣持を以て成案を急いでおるやうな次第でございます。いづれ提案いたしました上で十分の御審議をお願いいたします。(拍手)

〔政府委員入江誠一郎君登壇、拍手〕

○政府委員(入江誠一郎君) 只今御質問のございました給與ベースの勧告の時期及び内容に關しましては、人事院といたしましてはその勧告の基礎となるべき標準生計費その他につきまして

目下極力具体的にその調査を進めております。その調査の結果によりまして時期と内容を決定したいと思つております。(「人事院の性格について述べよ」と呼ぶ者あり)

人事院の機構につきましては、只今官房長官からお答へのごさいますした通り、目下内閣におかれても研究中でございますが、人事院といたしましては、その結果に基きまして、極力人事院の本来の使命とする機能を發揮するやうに運営したいと思ひます。(「それで公務員法が守れますか」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 内閣総理大臣の答弁は、他日出席の際される趣きでございます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、住民登録法施行法案、(衆議院提出)、日程第二、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案、(内閣提出)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その一) 住民登録法施行法案外一件

住民登録法施行法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

住民登録法施行法案

住民登録法施行法

(目的)

第一條 この法律は、住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号。以下「法」という。)施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について法の規定によりなすべき最初の登録に関し、必要な事項を定め、その完全な実施を図ることを目的とする。

(住民票の作製)

第二條 市町村は、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく住民票を作製しなければならない。

2 前項の住民票には、法第四條第一号から第七号までに掲げる事項を、法施行の日の午前零時現在の事実に基づいて記載しなければならない。

(届出)

第三條 法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について

は、法施行の日から五日以内に、前條第二項の規定により記載すべき事項を届け出なければならない。

2 前項の届出については、法第九條から第二十一條までの規定を準用する。

(調査)

第四條 市町村は、届出の勵行を図り、且つ、住民票の記載の正確を期するため、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、第二條第二項の規定により記載すべき事項を各世帯に就き調査する。

(市町村相互の通知)

第五條 住所地の市町村は、住民票を作製したときは、遅滞なく、その記載事項(法第四條第四号に掲げる事項を除く。)を本籍地の市町村に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた市町村は、遅滞なく、通知を受けた事項と戸籍の記載とを照合し、その結果を住所地の市町村に通知しなければならない。

(附票の作製)

第六條 市町村は、法施行の際現にその区域内に本籍を有する者について、遅滞なく戸籍の附票を作製しなければならない。

(調査員)

第七條 市町村は、最初の登録の正確な実施を図るため、政令で定めるところにより、調査員を置かなければならない。

2 調査員は、市町村長の指揮を受けて、第四條の調査及び住民票の記載その他これらに附帯する事務を行う。

3 調査員は、市町村の事務所外で前項の調査を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

(罰則)

第八條 正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、五百円以下の過料に処する。

2 過料の裁判は、簡易裁判所がする。

(政令への委任)

第九條 この法律に定めるものの外、この法律によつて行ふべき登録事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、法施行の日から施行する。但し、この法律の施行準備のために必要な事項は、施行期日前行うことができる。

2 寄留法(大正三年法律第二十七号)は、廃止する。

3 この法律の施行前にした寄留法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 前項に規定するものの外、寄留法の廃止に伴ふ必要な経過規定は、政令で定める。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「戸籍、」の下に「住民登録、」を加える。

第八條第三項第三号を同項第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 住民登録に関する事項

第十三條の二第一項中「第一号乃至第七号」と「第一号乃至第八号」に改める。

6 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「その寄留地又は」を削る。

第二十九條第三号及び第四号中「所在」を「住所」に改める。

第三十條第二項中「及び出生の年月日」を「出生の年月日及び住所」に改める。

第三十三條中「所在」を「住所」に改める。

7 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第二十一條中「第一條乃至前條」を「第一條乃至第五條又ハ第七條乃至前條」に改める。

第二十七條中「第五條乃至第二十一條」を「第五條、第七條乃至第二十一條」に改める。

8 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「寄留事務」を

「住民登録事務」に、「管掌すべきものは」を「管掌し、又は管理すべきものは」に、「管掌する」を「管掌し、又は管理する」に、同條第三項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條第五項中「及び寄留手続令(大正三年勅令第二百二十六号)」を削る。

9 地方財政平衡交付金法(昭和二

十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項の表市町村の項中「2 戸籍事務費」本籍人口を「2 戸籍住民登録費」本籍人口及び世帯数に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

案

右
国会に提出する。

昭和二十七年三月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「吉田簡易裁判所」を「富士吉田簡易裁判所」に、

昭和二十七年四月十七日、参議院會議録第三十一号(その一) 住民登録法施行法案外一件

「岐阜中津簡易裁判所」を「中津川簡易裁判所」に、「柳河簡易裁判所」を「柳川簡易裁判所」に、「富島簡易裁判所」を「日向簡易裁判所」に、「土庄簡易裁判所」を「瀬崎簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「東京都西多摩郡青梅町」を「東京都青梅市」に、「千葉原香取郡佐原町」を「佐原市」に、「山梨県南都留郡下吉田町」を「富士吉田市」に、「兵庫県揖保郡竜野町」を「竜野市」に、「愛知県西加茂郡華母町」を「華母市」に、「岐阜県惠那郡中津川町」を「岐阜県惠那郡中津川町」に、「福井県速坂郡小浜町」を「小浜市」に、「岡山県浅口郡玉島町」を「玉島市」に、「福岡県山門郡柳河町」を「福岡県山門郡柳川町」に、「宮崎県東臼杵郡高島町」を「日向市」に、「秋田県北秋田郡大館町」を「大館市」に、「秋田県平鹿郡横手町」を「横手市」に、「香川県小豆郡土庄町」を「香川県小豆郡土庄町」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷保村」を「国立町」に改め、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「西多摩郡の内」を「青梅市の内」に改め、「青梅町」、「霞村」及び「調布村」を削り、同表千葉簡易裁判所の項を次のように改める。

千葉 千葉県の内
千葉市 市原郡 千葉郡

同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「八木村」及び「新川村」を削り、「布佐町」を「布佐町 鎌ヶ谷村」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷村」及び「千葉郡の内」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「山辺村 瑞穂村」及び同表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「東條村」を削り、同表佐原簡易裁判所の管轄区域の欄中「香取郡の内」を「佐原市 香取郡の内」に改め、「佐原町」、「香西村」、「東大月村」、「香取町」、「豊浦村 神里村」及び「森山村」を削り、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊賀村」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「前橋市」を「前橋市 北群馬郡」に改め、「北群馬郡の内」を削り、同表澁川簡易裁判所の管轄区域の欄中「澁川町 豊秋村 古巻村 駒寄村 明治村 桃井村 伊香保町 金島村 小野上村 長尾村 白鳩井村」を削り、同表高崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「六郷村」を削り、同表島田簡易裁判所の管轄区域の欄中「島田市」を「島田市 焼津市」に、同表二俣簡易裁判所の管轄区域の欄中

「佐久間村」を「佐久間村 水窪町 城西村」に改め、同表小笠原簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯野村」及び「在家塚村」を削り、「平林村」を「平林村 巨摩町」に改め、同表大月簡易裁判所の管轄区域の欄中「大目村」を削り、同表吉田簡易裁判所の項中「吉田」を「富士吉田」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「南都留郡の内」を「富士吉田市 南都留郡の内」に改め、「下吉田町 富士上吉田町 明見町」を削り、同表上野原簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹波山村」を「丹波山村 大目村」に、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「長野市 上水内郡 上高井郡」を「長野市 上水内郡 上高井郡」に改め、同表豊栄村 寺尾村」を削り、同表代簡易裁判所の管轄区域の欄中「埴科郡」を「埴科郡の内」に改め、同表埴科郡の内「埴科町 坂城町 戸倉町 埴生町 南條村 中之條村 五加村 杭瀬下村 森村 倉科村 雨宮村」に改め、同表三條簡易裁判所の管轄区域の欄中「井栗村」を削り、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「古志郡」を「古志郡 三島郡」に改め、「三島郡の内」を削り、同表宮本村 大横村 深才村 日吉村

黒川村 脇野町 桐島村 大津村 奥坂町 寺泊町 大河津村 出雲崎町 西越村 島田村」を削り、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島郡の内」を削り、同表方簡易裁判所の管轄区域の欄中「守口市」を「守口市 寝屋川市」に、同表現簡易裁判所の管轄区域の欄中「狭山村 日置莊村」を「狭山村 日置莊町」に、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「道明寺村」を「道明寺町」に改め、同表宮津簡易裁判所の項を次のように改める。

宮津 京都府の内
與謝郡

同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「河守町 河守上村 有路上村 有路下村 河西村 河東村」を「大江山」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区」を「兵庫区(道場町、八多町及)に改め、同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を削り、同表宝塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「小浜村」を削り、同表三田簡易裁判所の管轄区域の欄中「有馬郡の内」を「神戸市の内 有馬郡の内」に改める。

五七四

御嵩
岐阜県の内
可兒郡 加茂郡

を「天王町」に、同表大館簡易裁判所の管轄区域の欄中「北秋田郡」を「大館市 北秋田郡」に改め、同表横手郡の内」を「横手市 平鹿郡の内」に改め、「横手町」、「栄村」及び「旭村」を削り、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「滝内村」を削り、同表弘前簡易裁判所の管轄区域の欄中「蔵館村」を「蔵館町」に、同表富良野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上富良野村」を「上富良野町」に、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「和寒村」を「和寒町」に、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「興部村」を「興部町」に、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「女満別村」を「女満別町」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「訓子府村」を「訓子府町」に、同表滝宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗熊村 電熊村」を「久万玉村」に改め、同表土庄簡易裁判所の項中「土庄」を「淵崎」に改め、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「南村」及び「加茂村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「徳島市」を「徳島市 小松島市」に、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥内村」を「大内町」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔小野義夫君登壇、拍手〕

○小野義夫君 只今上程の住民登録法施行法案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

住民登録法は、第十国会におきまして成立いたし、本年七月一日までの間において政令で定める日から施行せらるることになっておりますが、同法におきましては、その施行の際、市町村の住民については、規定が設けられてないものであります。これは最初の登録につきましては別に施行法を制定して、これによつて全国一齊に登録を実施する趣旨であつたからであります。本法案は右の趣旨に従つて立案されたものであります。住民登録法施行の際、現に市町村の区域内に住所を有する者につきましては、最初の登録に

関係し、登録の届出、住民票及び附票の作成等につき住民登録法の特例を定め、又国勢調査の例にならつて、市町村に臨時の調査員を置いて、住民票の記載の正確を期するため調査を行わせる等の規定を設けまして、全国一齊に登録を実施する上において万支障なき措置をとらうとするものであります。委員会におきましては、伊藤、羽仁両委員より適切な質問が行われましたが、その詳細は速記録によつて御了承を願うことにいたします。討論におきましては別に発言なく、直ちに採決いたしましたところ、本法案は多数を以てこれを可決すべきものと決定いたしました。

次に、只今上程の下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。先ず本改正案の内容につきまして簡単に御説明をいたしますと、改正の要点はおよそ三点あるものであります。第一点は、土地の状況及び交通の便否等に鑑みまして、千葉、東京、神奈川等の所は二十の簡易裁判所の管轄区域を変更することであり、第二点は、香川県土庄簡易裁判所は四簡易裁判所に分ちまして、その所在地又はその名称の変更により庁名を変更することであり、第三点は、市町村の合併、分離等によりまして、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更等のあつたものにつきまして、この法律の別表を改正することであり、要するに、本改正案は事務的な事項を定めたものでありまして、その内容については別に問題はありません。

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。先ず住民登録法施行法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤寅次郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎君) 次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤寅次郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎君) 日程第三、町村職員恩給組合法案(内閣提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

審査報告書

町村職員恩給組合法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十六日

地方行政委員長 西郷吉之助
参議院議長 佐藤寅次郎

多数意見者署名

岩沢 忠恭 石村 幸作
原 虎一 中田 吉雄
若木 勝蔵 林屋龜次郎
館 哲二 岡本 愛祐

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十七年四月一日から適用する。

附則第二項中「この法律施行の際」

を「昭和二十七年四月一日において」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

町村の公務員に対する退職年金及び退職一時金の制度は、従来各都道府県ごとに町村吏員恩給組合が設けられていたが、これについてはその法的基礎が薄弱であり、又その財政的基礎も必ずしも確固たるものでなかつた。地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を確保するにはその恩給制度についてなお幾多研究すべき点もあるが、この際現行恩給制度の建前を維持しつつ、これを法制化することによつてその機構を整備し、併せてその運営の改善を図るため本法を制定するのは、適當な措置と認められた。

二、事件の利害得失
この措置により、町村職員恩給組合に法的並びに財政的基礎を與え、その運営を円滑にすることが出来る。

三、費用
本法の施行によつて別に費用は要しない。

町村職員恩給組合法案

右
国会に提出する。

昭和二十七年三月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

町村職員恩給組合法案

町村職員恩給組合法

(目的)

第一條 この法律は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の精神に則り、町村職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を処理するための組織及びその運営の方式を定め、もつて町村職員の福祉の増進を図ることを目的とする。

(町村職員恩給組合の設置)

第二條 町村は、都道府県の区域ごとに、職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を共同処理するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條に規定する一部事務組合(以下「町村職員恩給組合」という。)を設けなければならない。

(町村職員恩給組合の規約)

第三條 町村職員恩給組合の規約には、地方自治法第二百八十七條第一項各号に掲げるものの外、組合

の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額について規定を設けなければならない。

2 地方自治庁は、前項の事項に關し模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すことができる。

第四條 町村職員恩給組合は、その規約を変更しようとするときは、組合の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(費用の負担)

第五條 町村職員恩給組合の給付に要する費用は、町村及び職員が負担する。

(給付財源の計算及び資産の管理に關する原則)

第六條 町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理は、健全な保険数理を基礎としなければならない。

(町村職員恩給組合連合会)

第七條 町村職員恩給組合は、共同してその事務の改善進歩を図るため、町村職員恩給組合連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、前項の目的を達成するため、左に掲げる事業を行うことができる。

一 町村職員恩給組合の事務に關する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二 町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理に關する保険数理に關する調査研究を行うこと。

三 町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理が前條に規定する原則に従つてなされるように、組合の事務の指導を行うこと。

四 その他その目的を達成するために必要な事業

3 連合会は、法人とする。

4 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 名称

二 事業

三 事務所の所在地

四 加入及び脱退に關する事項

五 役員に關する事項

六 経費の分賦及び会計に關する事項

七 その他重要な事項

5 定款は、内閣総理大臣の認可を受けなければならないことができない。

6 連合会は、第四項の規定による定款の認可の日に成立する。

7 連合会に役員として理事及び監事を置く。

8 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十二條第二項、第五十三條から第五十五條まで、第五十九條及び第六十七條の規定は、連合会に準用する。

(町村の全部事務組合、役場事務組合又は一部事務組合の取扱)

第八條 この法律の適用については、町村の全部事務組合、役場事務組合又は一部事務組合は、一の町村とみなす。

(この法律と地方自治法との關係)

第九條 この法律に特別の定のあるものを除く外、町村職員恩給組合に關しては、地方自治法の規定による。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に地方自治法第二百八十四條の規定による一部事務組合で町村の退職年金及び退職一時金に関する事務を行うものは、この法律による町村職員恩給組合となつたものとみなす。

の場合において、当該組合は、この法律施行の日から六月以内に必要な規約の変更をしなければならない。

3 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を「国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

4 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を「国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会」の下に「町村職員恩給組合連合会」を加え、第七百四十三條第四号中「並びに国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人及び国民健康保険団体

連合会の国民健康保険の事業」を
「国民健康保険組合、国民健康保
険の事業を行う法人及び国民健康
保険団体連合会の国民健康保険の
事業並びに町村職員恩給組合連合
会の事業」に改める。

〔西郷吉之助君登壇、拍手〕

○西郷吉之助君 只今議題となりました
た町村職員恩給組合法案につきまし
て、地方行政委員会における審議の経
過並びに結果を御報告いたします。

今回、内閣がこの法案を提出した
理由は、地方公務員法第四十四條によ
れば、職員が相当年限忠実に勤務して
退職し又は死亡した場合における退職
年金及び退職一時金に関する制度を実
施すべき旨の規定がありますので、国
家公務員の制度との関連、一般社会保
障制度との関連等を考慮して、折角
研究中でありますが、町村の公務員
に対する退職年金及び退職一時金の制
度につきましては、昭和十八年以降、
各都道府県ごとに町村の一部事務組合
として町村吏員恩給組合が設けられて
ありますので、この際、現行制度の趣
旨を維持しつつ、これを法制化するこ
とによつて、その機構を整備し、併せ
てその運営の改善を図ろうとするので

ありまして、法案の内容はおよそ次の
ようなものであります。

第一は、現在の町村吏員恩給組合
は、一応、町村の任意加入となつてお
りますので、これを強制加入に改め、
真に町村の公務員全体の福利の向上を
確保しようとするのであります。第
二点は、町村職員恩給組合の給付を受
ける者の範囲、資格並びに給付の種類
及び額については、組合の規約で定め
なければならぬこととするのであり
ます。第三点は、町村職員恩給組合
の経費を町村が負担すべきことを法律
に明記し、組合の財政運営の基礎を明
確ならしめる措置を講ずることであり
ます。第四点は、町村職員恩給組合の
財産の計算及び資産の管理は、健全な
保険数理に基かなければならないとい
う原則を、法律上の要件とすること
であります。第五点は、各町村職員恩給
組合の実際の運営が右の原則に従つて
行われることを共同して確保する方途
として、各町村職員恩給組合が連合会
を組織し、これによつて、自主的にそ
の目的を達成させることとするのであ
ります。

して説明を聞いた後、質疑に入りまし
たが、その主なるものを述べますと、
先ずこの法律の適用を受ける町村職員
の範囲について、石村、若木、原の各
委員から質疑が行われたのに対しまし
て、政府委員から、「町村職員の範囲
は模範規約例で定めるが、現在におい
ては町村長を含めるが、雇用人は入れ
てない」旨の答弁がありました。そこ
で、更に、各委員からの、「雇用人をも
含ませるべきじゃないか」という質疑
に対し、岡野国務大臣より、「昭和
二十七年年度は予算措置がしてないの
で、できないが、将来財政状況に照ら
し合せて、雇用人をも含ませるよう
に努力する」旨の言明がありました。更
に、恩給の給付に要する費用の負担に
ついて各委員から質疑が行われたの
に対し、政府委員から、「従来
一般吏員については、職員納付金千分
の二十、町村納付金千分の六十七、都道
府県補助金千分の八十八、合計千分の
百七十五であること、都道府県の補助金
は今後なくなり、平衡交付金として町村
の基準財政需要額のうちに昭和二十七
年度二十三億円余を計上してあること、
従来の補助未交付額八億四千万円は速
かに清算するよう強力に勧告する」旨

の説明があり、更に石村委員から、「国
庫補助を考慮されたい」との発言がこ
ぞいました。又、原委員からの、「現行
制度を法制化するだけでは福祉の増進
とならぬではないか」との質疑に対し
まして、政府委員より、「組織運営の
面において各地方同一となり、能率増
進し、而も冗費を省き得る見込であ
る」という説明がありました。最後
に、高橋、岡本両委員より、町村職員
が市又は県外町村に転じた場合に勤続
年数が通算されない等の不備を指摘し
て、これが改善並びに人事の刷新を要
望したのに対し、岡野国務大臣
より、「人事の交流等についても、と
くと研究する」旨の答弁がございまし
た。なお、質疑応答の詳細は速記録に
よつて御覧を願いたいと存じます。

以上を以て質疑は終了したので、討
論に入りまして、岩沢委員より、「この法律は、昭和二十七年四月一
日から施行する。」とあるのを、「公布
の日から施行し、昭和二十七年四月一
日から適用する」ことに修正し、その
他は原案に賛成する旨の発言があり、
原委員より、これに対する賛成の意見
の開陳がありました。これにて討論は
終局いたしましたので、採決に入りま
したところ、全会一致、修正案に賛成
し、この部分を除く原案も又全会一致
賛成となつた次第であります。よつて
内閣提出の町村職員恩給組合法案は全
会一致を以て修正可決された次第であ
ります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。委
員長の報告は修正議決報告でございま
す。委員長報告の通り修正議決するこ
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て委
員会修正通り議決されました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、在外
公館に勤務する外務公務員の給与に関
する法律案、(内閣提出、衆議院送付)
日程第五、千九百四十六年十二月十一
日にレーク・サクセスで署名された議定
書によつて改正された麻薬の製造制限
及び分配取締に関する千九百三十一年
七月十三日の條約の範囲外の薬品を國際
統制の下におく議定書への加入につい
て承認を求める件、(衆議院送付)以上
を一括して議題とすることに御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その一) 在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案外一件

五七八

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長有馬英二君。

〔審査報告書は都合により 附録に掲載〕

在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月三十一日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武君

在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律

(この法律の目的)

第一條 この法律は、在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職員」という。)の給與について定めることを目的とする。

(在外職員の給與)

第二條 在外職員には、大使及び公使にあつては俸給、年末手当、在勤俸及び加俸、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養

手当、年末手当、在勤俸、加俸及び特殊語学手当を支給する。

2 大使及び公使の俸給は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定に基づいて支給する。

3 大使及び公使以外の在外職員の俸給及び扶養手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第十五條の規定を除く。)の規定に基づいて支給する。

4 在外職員の年末手当は、第三條に規定する場合を除く外、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)の規定に基づいて支給する。

(給與の支拂)

第三條 在外職員の俸給、扶養手当及び年末手当の支拂は、当該在外職員が指定する者にすることができ、

(給與の支給方法)

第四條 在外職員の給與(年末手当を除く。)は、特別職の職員の給與に関する法律第八條並びに一般職の職員の給與に関する法律第九條及び第十九條の二の規定にかかわらず、毎月一回その給與の月額(年額で定めるものにあつては、十二分した額)をその月の下旬に支給する。

2 在勤俸及び加俸の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤俸及び加俸を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

(在勤俸)

第五條 在勤俸は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充當するために支給されるものとし、その額は、

在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるよう、在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

(在勤俸の支給額)

第六條 在外職員に対して支給する

在勤俸の支給額は、別表に定めるところに従い、在外公館の所在国又は所在地及び号の別によつて定める。

2 在勤俸の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

3 別表に掲げる額は、年額とする。

(調査報告書)

第七條 在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その他在勤俸の額の検討のため必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しなければならない。

2 外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを外務人事審議会(以下「審議会」という。)に提示しなければならない。

(在勤俸の額の改訂)

第八條 審議会は、前條の調査報告書その他の資料により、たえず在勤俸の額を検討し、その改訂の必要があると思われる場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。

(在勤俸の額の臨時の改訂又は設定)

第九條 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に在勤俸の額を改訂する必要がある場合又は在外公館の増置に伴つて在勤俸の額を新たに設定する必要がある場合には、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時に在勤俸の額を改訂し、又は設定することができる。

(在勤俸の支給期間)

第十條 在勤俸は、在外職員が在勤地(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)に定める在勤地をいう。以下同じ。)に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤俸の支給期間」という。)、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤俸を支給する。

3 在勤俸の支給期間中に在勤俸の

号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤俸を支給する。

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤俸を支給する。

5 在勤俸の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤俸は、支給しない。

(戦時等特別事態の際の在勤俸)

第十一條 戦時等特別事態に際し、一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員には、その地を新在勤地とみなし、その地について定められている在勤俸(その地について在勤俸の額が定められていない場合にあつては、旧在勤地について定められた在勤俸)を支給する。

(加俸の種類)

第十二條 加俸の種類は、配偶者加俸、館長代理加俸及び兼勤加俸とする。

2 配偶者加俸は、配偶者を伴う在外職員に支給する。

3 館長代理加俸は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員(以下「館長代理」という。)に支給する。

4 兼勤加俸は、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在し、又は他の在外公館に勤務する在外職員に對し、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百一條第一項後段の規定にかかわらず、支給する。

(配偶者加俸の支給額)

第十三條 配偶者加俸の支給額は、配偶者加俸を受ける在外職員が現在に受ける在勤俸(館長代理加俸又は兼勤加俸を受けている者にあつては、当該加俸を含む。)の支給額の百分の四十に相当する額とする。

(配偶者加俸の支給期間)

第十四條 配偶者加俸は、在外職員に在勤俸の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員に在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員に在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日から、当該在外職員の在勤俸の支給期間の終了する日)その配偶者の支給期間の終了する日(その配偶

者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤俸の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者加俸を支給することができる。

3 配偶者加俸を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者加俸を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があるときと認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日をこえない期間を限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者加俸を支給することができる。

(配偶者加俸を受ける在外職員の手当)

第十五條 配偶者加俸を受ける在外職員は、配偶者に係る分は、支給しない。

(館長代理加俸の支給額)

第十六條 館長代理加俸の支給額は、館長代理加俸を受ける在外職員が現在に受ける在勤俸の支給額の百分の二十に相当する額とする。但し、その額と当該在外職員の現に受ける在勤俸の支給額との合計額は、代理される在外公館の長が受けるべき在勤俸の支給額をこえることができない。

(館長代理加俸の支給期間)

第十七條 館長代理加俸は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理をしなかつた日まで支給する。但し、当該代理期間が十五日未満のときは、この限りでない。

(兼勤加俸の支給額)

第十八條 兼勤加俸の支給額は、兼勤加俸を受ける在外職員が現在に受ける在勤俸の支給額の百分の十に相当する額とする。

(兼勤加俸の支給期間)

第十九條 兼勤加俸は、在外職員が、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在するため又は他の在外公館に勤務するため目的に到着した日から、その目的地を出発する日まで、支給する。

(特殊語学手当)

第二十條 特殊語学手当は、政令で定めるところにより、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に、当該在外職員が現在に受ける在勤俸の支給額の百分の二十をこえない範囲内において政令で定める額を支給する。

(給與の端数計算)

第二十一條 外国通貨をもつて定められた在外職員に給與を分割して支拂う場合において、当該外国通貨の最低單位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給與を支給することができる。

2 本邦通貨をもつて定められた在外職員に給與を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低單位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給與を支給することができる。

(罰則)

第二十二條 この法律の規定に違反して給與を支拂い、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行為を

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案外一件

五八〇

故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(国外犯罪)

第二十三條 前條の規定は、国外に

別表

在外公館の種別	号	大使公使	大使館											
			一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号
アメリカ合衆国	所在国又は所在地	一八〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
カナダ		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
メキシコ		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
ブラジル		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
アルゼンティン		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
大韓民国		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
フィリピン		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
オーストラリア		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
インドネシア		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
タイ		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
ビルマ		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
インド		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
パキスタン		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
トルコ		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
ドイツ		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
オランダ		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
ベルギー		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇
フランス		一五〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三三〇〇	二五〇〇	二二〇〇	二〇〇〇

おいて同條の罪を犯した者にも適用する。
附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第六條から第十二條までを次のように改める。

第六條から第十二條まで 削除
3 日本政府在外事務所における職員に關し、この法律を適用する場合に、当該職員を、在外公館の名称及び位置を定める法律

(昭和二十七年法律第 号)の規定により当該日本政府在外事務所の所在地に置かれる大使館、公使館、総領事館又は領事館に勤務する在外職員とみなす。

公使館									
イタリヤ	11,400	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
スペイン	11,000	11,100	9,200	7,500	6,900	6,400	5,500	5,000	4,500
連合王国	11,800	11,600	11,000	8,800	7,700	7,200	6,300	5,800	5,300
ドミニカ	11,100	11,100	11,000	8,800	7,700	7,200	6,300	5,800	5,300
ペル	11,100	11,100	9,200	7,500	6,900	6,400	5,500	5,000	4,500
チ	11,100	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
ウルグアイ	11,100	11,100	11,000	8,800	7,700	7,200	6,300	5,800	5,300
ニュー・ジラ	11,100	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
グイエトナム	11,400	11,400	11,000	8,800	7,700	7,200	6,300	5,800	5,300
ラオス	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
カンボディア	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
セイロン	11,100	11,100	9,200	7,500	6,900	6,400	5,500	5,000	4,500
エジプト	11,100	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
ユーゴスラ	11,400	11,400	11,000	8,800	7,700	7,200	6,300	5,800	5,300
スウェーデン	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
ノルウェー	11,100	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
デンマーク	11,100	11,100	9,200	7,500	6,900	6,400	5,500	5,000	4,500
スイス	11,400	11,400	11,000	8,800	7,700	7,200	6,300	5,800	5,300
グアチカン	11,100	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
ポルトガル	11,100	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
南アフリカ連邦	11,100	11,100	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
ニュー・ヨーク	11,400	11,400	11,000	8,800	7,700	7,200	6,300	5,800	5,300
シカゴ	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
サン・フランシ	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
スコ	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
ロス・アンゼ	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700
ホノルル	11,400	11,400	10,800	8,500	7,300	6,700	5,800	5,200	4,700

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案外一件

末手当、在勤俸、加俸及び特殊語学手当に分類されております。在勤俸の額は、在米大使年額一万八千八百ドル等、各国別に別表に定められております。又在外公館所在地の物価変動等に件う在勤俸の額の検討のために、公館長に調査報告書の提出を命じ、外務大臣はこれを外務人事審議会に提示して適法に改訂し得ること、その他給與の支拂方法、端数計算等の細かい規定がございしますが、詳細はお手許の資料につき御承知願いたいと存じます。

外務委員会は、四月四日、委員会において担当大臣の出席を求め審議を開始いたしました。次いで四月十四日から人事委員会と連合委員会を開催いたしました。その際、在勤俸その他諸手当の性質、算出の基準について、又大使等の手当は敗戦下の国民経済から見ても高額の過ぎはしないか、在勤俸改訂の権を外務人事審議会に與えてゐるのは人事院の権限を侵すものではないか等の質問があり、これに対し、在勤俸は衣食住を充足するものであるが、在米大使の受ける額は戦前のそれに比し約半額で、而も物価は上つており、他国の在米使臣の手当よりも低額であつて、相当切詰めた額であること、在勤俸の改訂に當つて必要な資料

の入手に都合のよい外務省が関與することは適當であると思ふ等の答弁がありました。

次いで連合委員会を開じ、外務委員を開きました。その際、杉原委員より、第九條の解釈に疑点があることを指摘されました。即ち第九條は、国会閉会中に在勤俸の改訂又は設定を行ふ必要を生じた場合に「最近の国会においてこの法律が改訂されるまでの間」政令を以て臨時に在勤俸を改訂又は設定の措置をなすことができることを規定してあるのであります。然るにこの文面によれば、「最近の国会において」その政令に代る法律案が否決された場合に、その政令は無効になるのかどうか、又最近の国会に審議されなかつた場合、その政令の効力は継続するものかどうか等の点が明確を欠き、解釈上の疑点が多いことを指摘し、その他委員よりも政令と法律の関係について種々質疑が行われました。

かくてこの第九條につきまして、法制意見局と参議院法制局との意見の打合せに基く統一解釈として次のような解釈がありました。即ち第一、第九條において「最近の国会」と規定する趣旨は、当該政令施行後最も近い機会に開かれる国会において法律的措施がなされるべきものである旨を要求しているものと解すべきである。第二、最近の国会においてこの法律が「改正されるまでの間」とは、最近の国会において当該政令に代る改正法律が制定せられ、その法律によつて規律し得るようになるまでの間暫定的にということであつて、改正法律案が衆議院又は参議院において否決され、法律とならなかつたような場合にも、なお効力を有するといふ趣意ではない。第三、右のごとく改正法律案が衆議院又は参議院において否決され、法律とならなかつたときは、それによつて国会の意思が改正を認めないことに決定したのであるから、その改正法律案と同一趣旨のこの政令もそのまま存続することを許されず、将来に向つて効力を失ふものと解すべきである。第四、政令は、この法律が「最近の国会において改正されるまでの間」の臨時的の措置を規定しているにとどまるから、この法律がその国会において改正せられる機会を失つた場合、即ちその国会に改正法律案が提出されなかつた場合、及び改正法律案が提出された場合において当該改正法律案に対し国会が何らの意思決定をしないで会期を終了した場合には、改正

正法律案が否決された場合と同じく、政令は、當然に将来に向つてその効力を失ふものと解すべきである。第五、ただその国会において、一院が当該法律案について閉会中もなお審査する旨を議決したときは、当該改正法律案は後会に継続し、当該改正法律案に関する限り最近の国会における審議が継続中であると言へるから、後会において改正法律が制定され、又は改正法律案が否決若しくは審議未了となるまでは、政令はなお効力を有するものと解する。

かくて委員会は、十五、十六の両日に亘り慎重審議の上、この解釈を了承し、これを速記録にとどめ、修正を行わないことといたしました。なお第九條と同様の表現は公務員の旅費を定める法律等にも見られ、法文の解釈上疑点があるのでありまして、本委員会がこの点を検討いたしましたことは極めて有意義であつたと存するのであります。次いで討論を経て採決を行ひましたところ、多数を以て原案通り可決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次いで只今議題となりました千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求める件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、元來麻薬については、その製造の制限と分配の取締のために、一九三二年ジュネーヴ條約が結ばれており、我が国もこれに加入して当事国となり、これに協力して参つております。ところが最近薬理学及び化学の進歩の結果、前述の條約では取締ることができない種類の麻薬、例えばアミドン、デイモロール等のような中毒薬を起す合成藥品が製造されるに至りましたので、この種の麻薬を國際的統制と取締の下に置くために取上げられたのがこの議定書でございます。この議定書は一九四八年十月八日に國連總會で採択され、同年十一月十九日にパリで署名され、その加盟國は一九五一年六月末現在で三十三カ國に達しているであります。

我が國がこの議定書に加入すれば、これらの麻薬が國內に輸入され、又國內で製造され、その毒害が國內に流れることが防がれることとなります。なお改

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その一) 在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案外一件

府としては、昨年九月のサンフランシスコ平和條約中の宣言中にこの議定書への参加を宣言しておりますので、それを実行し、國際信用を高めることとしたいというのが本案の趣旨であります。

本委員会は、三月六日予備審査において政府側の説明を聴取し、委員との間に十分なる質疑を行いました。次いで四月十六日討論を経て採決を行いましたところ、本件は全会一致を以て政府提案の通り承認を與うべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案に對し討論の通告がございます。発言を許します。千葉信君。

(千葉信君登壇)

○千葉信君 私は労働党を代表いたしました。只今上程せられました在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案に對して反対いたします。

先ず反対理由といたしまして、本法案の中心である給與額について検討を加えますならば、その額は極めて多額でありまして、而もその額決定の根拠も基準も見出すことができないのであります。現在公務員の給與は、物価

の趨勢、民間賃金、標準生計費等の状態から、國民の納得の行く合理性を要求されているのであります。然るに本法案によりますと、在勤額の額については政府側より何ら納得の行く説明もなされず、曾つての封建時代と同じように、腰だめ式つかみ取りの給與の感が深いのであります。更に大使及び公使等上級者に対する給與額が不当に高いたいことについては、一例を見れば、アメリカ駐在の大使は一万八千八百ドル、これに四割の配偶者加俸があり、別に俸給として月額六万四千円を支給される、これを円に換算すれば月額八十五万円になります。而も正式の交際費は別途支給されるのであります。その上、所得税も適用されない。これには一体どういふ理論的な根拠があるものでありましょうか。一般公務員との振合も無視されております。幾らその任務の特殊性を云々いたしましても、これでは納税者の納得を得ることはむずかしいと考えられます。

更に本法案に言う在勤加俸は、本俸と比較にならぬほど多額で、而も衣食住の経費に当てるということになつておりますが、事実上の生活費が支給されるにかかわらず、これと別に本俸を支給するというのは重複支給の形態でありまして、理論上不可解であり、給與体系を乱すものであると言わなければなりません。又在勤額の額の改訂については外務大臣に対して外務人事審議会が勧告することに相成つております。これは國家公務員法に定められた人事院の国会及び内閣に對する勧告の権限を侵害するものでありまして、運営の便宜に藉口して公務員法を無視する態度と言わなければなりません。

次は兼勤加俸であります。國家公務員法第百一條には、職員はその職を兼ねる場合も重複して給與を受けてはならないと定められておるのに對して、これと明らかに抵牾する兼勤加俸という制度を設け、在勤給の一〇%を支給することに相成つております。その他、館長代理加俸、特殊語学手当等、性格のあいまいな、而も他の一般の公務員には見られない制度が設けられておるのであります。

これを要するに、かかる矛盾撞着に満ち、民主的な公務員制度の統一を破壊するやに考えられる法案を提出するに至つたことは、政府の追隨外交、植

民地外交の現われであることに、最も我々は不満を表明せざるを得ないのであります。多数議和の錯誤、そうしてこういう講和條約によつて果して政府の言ひ真の獨立が可能かどうかということは、遺憾ながらこの法律の中にもその回答が出ております。

第一は、在勤加俸の金額がドルで表示されておるといふこと、日本の官吏に拂う俸給で、而も日本の立法に何を苦しんでドルで表示しなければならぬのか。第二は、從來仮定の事実には答えられぬという政府の方針でございまして、今度のこの立法におきましては、條約の最初の効力発生の日に於いては、そのとき同條約を批准しておる國に置かれる公館のみが取りあへず設置される。従つてその他の公館の設置は、まだ未定の、仮定の事実に基づいて本法が作られ、而もこの法律に基いた相手國は、ことごとくアメリカの支配する國、アメリカに協力する國だけに限られたといふことは、何として我々の承認し得ないところでござい

ます。

以上述べる理由によりまして、我々は本法案に對して反対いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は承認を與えることに決しました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午前十二時五十二分休憩

官報

号外

昭和二十七年四月十七日

第十三回 参議院會議録第三十一号(その二)

午後四時十五分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

本日、内閣より、破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案が本院に予備審査のため送付されました。三案につきましては、特に本會議において、政府よりその趣旨説明を聴取する必要がある旨の議院運営委員会の決定がございまして、この際、三案につき法務総裁の説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。木村法務総裁。

〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 破壊活動防止法案の趣旨を御説明申し上げます。御説明申し上げます。

今や我が国は平和條約の発効を目前に控へ、民主国家として世界の

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 破壊活動防止法案外二件の提案理由の説明

期待に副い得るよう全力を傾注する要

のあることは申すまでもないことである。政府におきましては、かねて国民の自由と人権の擁護に努めまし

て、これを基礎として民主主義の育成強化を図つて参りましたが、今後ともこの態度を堅持いたしましていよゝ

その他健全な発達のため邁進する所存であります。(嘘を言えと呼ぶ者あり)

然るに現下国内の治安状況を顧みするに、御承知のごとく、或いは集団暴力により又或いはゲリラ戦法により、警察及び税務増等を襲撃して、放火、殺傷等の犯罪をあえてする暴力主義的

破壊活動が頻々として各地に行われてゐるのであります。而もこれらの破壊活動の背後には、憲法及びその下に成

立した政府を武装暴動によつて顛覆することの正当性を主張し、又はその準備的訓練として暴力の行使を煽動する

不逞な文書が組織的に配付されてゐるのであります。かかる事実を徴しまするに、これら一連の事犯は広汎且つ秘

密な団体組織によつて指導推進されて

いる疑いを深めざるを得ないのであります。およそ世界いづれの民主国家に

おきましても、自由権を濫用し団体組織により国家社会の基本秩序を破壊せんとするがごとき行為は、最も悪質且つ

危険なものとして、刑罰又は行政措置によつて、結社の禁止解散をなし得る

等、所要の法的措置を講じている現状であります。然るに我が国におきまし

ては、現行刑法その他の刑罰法令はいずれも個人の犯罪行為を対象とするものでありまして、破壊活動をあえてした団体に対しては、たとえその団体

自体が如何に危険なものであつても手を拱いて傍観せざるを得ないので、治安確保の法令に警戒すべき空白状態

が生じているのであります。かかる理由から、今日この種破壊活動の危険を防止するための最小限度の立法が当面

喫緊の課題となるのであります。即ちこの法案は、この要請に応へまして、先ず暴力主義的破壊活動を行なつた団体

に對しまして行政措置を以て所要の規制

制を行い得るものとしたのであります。これはこの種破壊活動の危険を防止するには、その活動がよつて行われ

る組織自体を規制することが何よりも必要且つ有効であるからであります。

次に、この法案は暴力主義的破壊活動に關して若干の罰則を補整することとしたのであります。それは、かかる

破壊活動のうち実害的行為はすべて刑法等によつて処罰されておりますが、その予備、陰謀、教唆、煽動等の行為は、現下の事態に鑑みるときに、極めて危険な行為であるにもかかわらず、現行刑法の規定を以てしては決して十分ではないからであります。申すまでもなく、民主政治は国民の公正な

論議の自由を基礎として成立するものでありますから、(その通りだ)と呼ぶ者あり) いやしくも集団暴力を手段として政治目的を貫徹せんとするがときは民主政治の基礎を破壊し去るものであります。断じて許すべからざる

ところであると考へております。(拍手)従つて、かかる破壊活動の危険を防止することこそ即ち民主主義を擁護するゆへんであります。これがため必要最小限度の法的措置を講ずること

は、誠に日本国憲法に合致する

ことと確信いたしておる次第であります。(その通り)と呼ぶ者あり)

これを要するに、本法案の目的は専ら団体組織によつて国家社会の基本秩序を破壊する暴力活動の危険を防止することにありまして、およそ自由権の正常な行使や労働組合運動その他公正な団体活動が本法によつて取締の対象となるがときは、到底想像し得ないところでありまして、むしろ却つてかかる暴力活動を排除することによつてその健全な発達に寄與するものと固く信ずるところであります。よつてこの法案におきましては、正常な自由権の行使を阻害しないよう、又規制が公正具つ民主的に行われることを方針といたしまして、調査及び規制処分の請求をなす機関とその審査決定をなす機関とを分離いたしまして、権力の集中を避け、後者に準司法的な独立性を付與してその判断の自由と公正を担保し、又当該団体に十分な意見、弁解を述べる機会を與える等、法案全体を通じて常にその運用が本来の目的を實現し得るよう慎重な考慮を拂つたのであります。

以上が本法案の趣旨であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 只今の國務大臣

五八六

〔山花秀雄君登壇、拍手〕

法務府は去る四月七日附の冊子を發行し、十二の目次を擧げて法案の概要の説明をいたしているのであります。

この法律案は六章四十四條より成るもので、法律案としては極めて簡單に成文化されておりますが、この條文の各所に織り込まれている反動的意圖は、折角民主主義國家として再建出來せんとする我が國の前途に重大なる暗影を投げかけておるものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)この

そうになると、諸外国の政治情勢の事実を国民大衆に知らしめることすら一種の危険性を感じて、できないことになるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 又これらの諸外国で起された政治思想に対する論議すら破壊活動と見られる虞れが十分に生じて来るのであります。同じく第三條一項二号に、

であります。(「その通り」と呼ぶ者もあるでしょう)言論出版の自由が保障されている新憲法の下にかかる事実が許されるべきことでありましょうか。政府の所信を聞きたいものであります。一項二号のごとき規定も一見して当然のようだが、予備、陰謀、教唆、煽動に至るま

が、(「詭弁だ」と呼ぶ者あり)これは恐らく一種の逃げ口上と我々は理解する。なぜならば、団体に対する活動の制限は、厳格な裁判上の手續によつて行われるのでなくして、第二章の各條各項各号に示されておることく、純行政的な処分によつて即時且つ強力に實行され得るよう規定されておる。時の

て、いやしくも憲法によつて保障されたる團結權を破壊するがときは、明らかに憲法違反と思うが、政府はこれに對して如何に考えておられるや、明快なる答弁を望むものであります。

いまだ詳しくお尋ねすると、第二章第四條以下には破壊的団体規制を三しておるのであります。即ち、公安調査委員が次のような職務を行うことを認めておる。六カ月以内の期間及び地域を定めて、それ〴〵集團示威運動、集團行進又は公開の集會を禁じておる。六カ月以内の期間を定めて、当該機關紙類を印刷、頒布し、又は頒布する目的を以て所持することを禁じておる。

傾向を予測するようなことを防止するためであつた。人は自分で改めることができること、又自分の主張が正しいと信ずれば、仮に刑罰法規に触れることがあつたとしても、その危険を冒してその主張を繰返すことができるのであります。すべての憲法は、飽くまで個人の主張と良心を基にして、行政官庁のむやみに将来の予測をすることを禁じておるのであります。この立場をこの法案に当てはめれば、集会の禁止、機關紙額の停刊が、どんなに一見合理的に見えようが、それを合理的であると思うのは、旧日本憲法以来の伝統に強く根ざしておるものがあるからであります。旧憲法の下で、我々は、警官が新聞雑誌を発売し、デモ、集会を禁止することは、まるで当り前のよ

又、団体役職員の追放は、思想の自由を侵害するものであります。暴力主義的破壊活動をしたとされた特定の役員や構成員でも、だからといって将来も同じことを繰返すと認定することは、他人の心理に対して推測することを含んでおる。他人の気持を的確に知ることは絶対にできないものであります。それをできるがごとく錯覚して行方というところに、この法案の全く危険な危険性を含んでいるのであります。(「ノー／＼」と呼ぶ者あり)ところが、この法案では、公安審査委員会はまだで神様以上の万能者で、二月、三月或いは半年後の人間の心理を見抜き、その人間をその団体から取り除くとするものであります。このような心理の予想が運用の上で濫用されるか

込まれていゝと考へるが、それは新しい憲法で全然認めていないことは政府も百も承知であらうと思われませんが、例えは先だつて澁谷駅前広場で、運動は弾圧して、逆に再軍備賛成の運動に対しては放任した実例が、この間の事情を最も端的に雄弁に物語つておるものであります。(その事實は否定できませんと呼ぶ者あり、拍手)

団体の解散に至つては、個人の将卒の心理に対する予想だけでなく、多くの人たちが構成する団体心理の予想までも含んでおる。言い換へれば、公安審査委員会が数百数千或いは数万の各団体の心理にまで立入つて、その団体を処分するのであります。憲法はこのような処分を結社の自由を保障す

団体に所屬する人たちが、処分の対象に對する訴訟やその団体の財産と事務の整理などという普通必要とされ、
ている行為のほかは何もできないとされて
いる点は、明らかに結社権を侵すもの
であります。この規定を基として行
けば、解散団体の構成員が解散に反對
の運動をすることさえ当然違法となか
り、処罰されることとなり、つまり沙
獸を強制されるだけであります。(「そ
の通り」と呼ぶ者あり)而も団体の解散
で實際に促進されるのは主に非合法の
地下組織でありますが、現在の警察
特審局が、果して広い地下運動に對し
て、關係のない人に迷惑をかけない
で適當な手段をとることが出来るが
らうか。(「できんよ」と呼ぶ者あり)
団体の解散は恐らく政府を殆んどヒョ

す。
の中から必然生れて来るのであり、更に法案の処分対象に機関紙類が含まれているが、戦争中に行われた中論の停刊のような事態が再び繰返れるでしょう。停刊を恐れる余り時権力者に阿諛追従する言論が街の巷汎濫したとするならば、日本の将来どうなるでありましょう。先に述べべるごとく、政府はこの法律によつて思想、信教、結社などの自由を制限し、いと保障しておりますが、この保障に応じた手続の上の規定はどこにもい。その後は専ら政治的手心の問題なるだけであります。法律問題としか解決する余地に乏しいが、以上の見解を総合すれば弁解の余地のないほどと

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 破壊活動防止法案外二件に対する質疑

五八八

白な憲法違反の法律案と考へるが、重ねてこの点はつきりした答弁を願ひたいものであります。

次に、政府の説明によりますと、この法案は、一応結成された社会的集団はこれを尊重し、結成後の具体的活動によつてこれに所要の規制を行うものであると言つておるが、すると、現在結成されているすべての団体は、今後の法律に該当する行為あるまでは尊重されるべき団体と思うが、この点についても明快なる答弁を願ひたいものであります。

ここで今後の活動について特につきりお尋ねいたしたいことは、今月末講和條約も発効し、独立国として出発するに当り、一切の占領政策が解かれることとなるが、ボツダム宣言を受諾した日本国民は、一切の占領政策に服し、忠実に我々の義務を果して来たのであります。これからは独立国として再出発するに当り、自由な立場から国際情勢や国内問題を論議する場合、例えば朝鮮戦線の問題や国連警察軍の行動を我が国民に正しく知らしめるための報道は当然のことである。且つ又国内に駐留する外国軍隊の行為に対する日本国民としての批判はなし得ると思ひますが、これらの行為行動は独立国

家の国民の政治的理由として当然であるとは確信いたしますが、破壊活動防止法には何らの関連性がないと考へるが、政府のこれらの問題に關連する率直なる答弁を求めるものであります。(拍手)

政府は、法案の概要説明書の第十一項目のところで、この法案は會つての治安維持法の復活ではないと書き、「いわゆる治安立法という立場だけから見れば、この法案も會つての治安維持法等も同じ治安立法法であると言へるが、併しこの法案の構造は治安維持法とは根本的に異なつてゐる。治安維持法のごとき苦が経験を経るることにより作業を進めたのである。従つてこの法案からは治安維持法が内包してゐた法的欠陥は十分に排除されてゐるものである。治安維持法は、国体の変革、私有財産制度の否認を目的として結社を組織することを犯罪としていた。この目的としての要件を極端な思想統制であるとして政府は今日では、けなしてゐるのであります。よつてこの法案においては、客観的な暴力主義的破壊活動という犯罪行為を現に行なつた団体のみを規制の対象とし、これを行ふことを目的として組織されたにどまる団体は規制の対象に取入れてい

いと説明してゐるのであります。それならば放火、殺人、強姦、内乱その他の犯罪は立派に取締る個々の刑法が存在してゐるのであります。何を好んで憲法違反の議りを受けてまでこの法案を提案されるか。その真意にやはり復古主義の反動性をこの内閣に認めざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)政府はあらゆる場所、この法案は治安維持法の復活ではない、決して労働組合の正常な活動を弾圧するものではないと、口がすつぱくなるほど説明してゐるのであります。我々は明らかに、正常なる労働組合運動は申すに及ばず、あらゆる進歩的な団体活動を抑圧するものであつて、明らかに国民大衆への挑戦であると思ふが、(「そうだ」と呼ぶ者あり)この我々の見解をどう理解されるか、答弁を願ひたいものであります。

この法案をめぐつて、我が国の民主的労働組合では、総評を中心とする相当数の労働者が去る十二日広汎なストライキと抗議運動を行なつたことは、政府のよく知るところであります。然るに政府はなおこの反動的な法案を本日提案されたのであります。御承知のごとく、総評を中心とする我が国の民主的労働組合の全部と言つていいは

ど、全労働大衆が、国民の意思の先頭に立つて、明十八日には一齊にストライキをやろうとしてゐるのであります。我が国の産業経済は、これら民主的労働組合の協力なくしては決して安定するものではありません。産業経済の破壊を予測されるような事態が生れて来ようとしてゐるのであります。日本の労働階級が我が国産業経済にひびの入るようなストライキを行なつた場合、(「誰が先頭に立つた」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 靜肅に願ひます。

○山花秀雄君(総) 政府はこの労働法の下にある罷業権の行使を暴力主義的……(発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 靜肅に願ひます。

○山花秀雄君(続) 破壊活動と見るや否や、答弁を願ひたいものであります。

次にこの法案の我々の一番恐れることは拡張解釈であります。會つて存在してゐた警察犯処罰令、暴力行為取締法、治安警察法、治安維持法等々、我々職前より労働運動、政治運動を続け

て来た者は、誰彼の漏れなく経験することでありま。私は、昭和十二年七月七日突発した当時の日華事変には、我が国の将来を誤るものとして反対をいたしました。この行為が同年十二月十五日治安維持法違反事件として検挙されたのであります。先に政府の説明のごとく、該法律は目的を持つて結社を組織することが法律違反であると言つておるのにもかかわらず、当時、この目的を持つて結社を組織してゐる団体は、非合法組織である日本共産党のみでありました。治安維持法制定の国会の議事の審議過程を読んで参りましても、この点ははつきり論議されておるのであります。然るに拡張解釈を行ひ、合法的組織であつても、共産党の思想に賛成する団体であるという認識の下に、その外郭団体は治安維持法の対象となりました。我々は共產主義に

はくみせず、民主主義の立場に立つて、飽くまで合法団体として、終始一貫、健全なる労働運動や政治運動をなして来たつてゐたにもかかわらず、職争遂行の妨害になるという当時のファシヨの意見に反対の立場である民主主義者としての私も密赦なく治安維持法で検禁され、拘禁生活を余儀なくされてしまつたのであります。そうして一切の労働組合や政党も強制的解消の運命を見たことは、議員諸君のよく知

られるところあります。我々はこの法案に盛り込まれている各所に散在するあいまなる規定は将来の拡張解釈への抜け道であると理解するが、政府はこれ以上の拡張解釈は絶対にし得ないと明言されるや否や、お答えを願いた

いものであります。

かくのごとき、この法案は、最初から最後まで、民主国家として再出発せんとする我が国には本当に必要なない、無用の長物に等しい。(「ノー」)

と(拍手)後世の史家が談ずれば、吉田内閣が物笑いになるような時代離れのした法案であります。政府は従来の面目を一掃して速に撤回する意

思ありや否やをお尋ねしたいものであります。(拍手)思うに、この法案たる

や、吉田内閣の施政の失敗から生じ、国民生活窮乏より来る大衆的な反抗運

動を、民主主義の原則に則つて納得せしめんとする理論的根拠を失つて、徒ら

に権力によつて圧迫せんとする権力政治の復活であります。(「その通り」と

呼ぶ者あり、拍手)

この法案提出のよつて来るところの

原因は、何と言つても、昨年九月、サ

ンフランシスコにおいて行われた片面

講和、この失敗から来たものでありま

す。(「吉田内閣取締法案を作れ」と呼

ぶ者あり) 講和條約五條、六條の規定

が日米安全保障條約となり、(「外国で

やれ」と呼ぶ者あり) 安全保障條約三條

の規定が糸を引いて行政協定が行わ

れ、そして本年度の国家予算は、歴大

なる軍事的性格を盛つた八千五百二十

七億の予算となり、この二十七年年度予算は、必ず補正の名目で追加予算の計

上されることは火を見るよりも明らか

であります。日米安全保障條約が特定

国を假想敵国として締結されたことは

否めない事実であります。日米安全保

障條約は、日米間の両国の安全を保障

するといふよりも、逆に戦争を誘発す

る可能性の強いことと私は認識してお

るのであります。(「その通り」)

「そう

だ」(「ノー」)と(拍手)警

察予備隊、海上保安庁がやがて再軍備

に切替へが行われようとしておるが、

戦争を嫌う国民大衆は、戦争の準備と

して取上げられたる高税金、物価高、

低賃金、低米価等々の政策には絶対に

反対であります。国民の生活を苦し

め、戦争誘発政策を腹面もなく強行せ

んとして、民主主義政治を、再び日本

を悲劇に追い込んだ権力政治への復活

を策し、治安維持法に代る天下の彈圧

法案、破壊活動防止法案を提案したる

吉田内閣の退陣の一日も早からんこと

を望み、私の質問を終るものでありま

す。(拍手)各質問に対して明快率直な

る答弁を期待して、私の質問を終るも

のであります。(拍手)

【国務大臣吉武嘉市君登壇、拍手】
○国務大臣(吉武嘉市君) お答えをいたします。

このたびの法律が労働組合の正当な

る活動を制限又は介入しないと言

けれども、例えは政府打倒攻撃等の煽

動がやはりこれに引つかかるように

なりはしないかという意味の御質問の

ようでございますが、この中にありま

する煽動とは、明らかに、内乱と騒

擾、殺人、放火、汽車襲撃等の重大な

る暴力が列挙されて、その煽動がか

かるのであります。従いまして今日の労働組合が

かくのごとき殺人或いは放火の煽動を

な御心配はないと私は存じます。(拍

手)

【国務大臣木村篤太郎君登壇、拍

手】

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えを

いたします。

この破壊活動防止法案は、要するに

日本の民主主義政治を擁護せんがため

に提出されたものであります。(「民主

主義を知っているのか」笑わせるな

と(拍手)申すまでもなく、民主

主義政治というものは言論によつてこ

れを行われるものでなくてはならん

のであります。いやしくも政治活動にお

いて暴力を伴うようなことがあつては

ならん。暴力は民主主義の反対であり

ます。我々民主主義を擁護せんとする

者は、必ずやこの暴力を排除しなくち

やならんのであります。然るに私がこ

の法案の趣旨に述べましたように、現

時暴力を以ていろ／＼のことをやつ

ておる実例があります。かようなこと

は、まさにこの民主政治国家において

は排撃しなくてはならない。この法案

の趣旨とするところは、要するに、内

乱とか或いは騒擾とか、或いは放火と

か殺人だとか汽車の襲撃とかいうよう

な、そういう危険中の危険な行為を行

なつた、或いは将来行わんとするところの団体を規制せんとするのであります。

従つて、今労働大臣が言つたよう

に、我々は労働組合がかような行為を

するといふことは、いささかも思わな

い。決して思わない。(「思わなければ

要らんじやないか」(呼ぶ者あり)かよ

うな危険な行為に出でた団体は、民主

政治においては排撃しなくちやならん

から、今後この法案においてこれを規

制せんとするものであります。而して

言論においても、無論我々は言論の自

由を認めなくてはならん。出版の自由

を認めなくてはならん。(「嘘を言え」

と(拍手)併しながら、いやしくも内乱を煽動したり、或いは騒擾を

煽動したり、或いは殺人を煽動したり

するやうな文書或いは言論は、これは

放擲することは我々にはできないと考え

るのであります。これこそ民主政治に

対する反対行動なんでありまして。それ

がこの法案の趣旨とするところであり

ます。(「木村総裁何やつてるか」)と(呼

ぶ者あり)従つて、さうな行為に出

ない団体をいささかも規制すること

は、この法案の趣旨は持つていないの

であります。従つて、集會の自由も

言論の自由も、決してこの法案におい

て抑制いたしておりません。(「嘘をつ

け」(呼ぶ者あり)ただ、破壊的活動

をした、又せんとする団体そのものを

規制せんとするのであります。我々は

さうな団体を規制するの必要あるこ

とは繰返して申し上げます。民主政治の

下においては許さるべからざるもので

あるのであります。先刻山花君の御議

論によりますと、或いは朝鮮戦線に

おいての事柄とか、或いは駐留軍の事

柄についての批判についてはどうかと

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 破壊活動防止法案外二件に対する質疑

五九〇

いうお説でありましたが、かようなことはこの法案の対象にはなりません。絶対にならぬことを確言いたします。さようなこと、即ち或る反動政府の顛覆とか、或いはこれに対する反対とかいような言論、行動において、この法案の対象でないものであります。併しながら、その政府を顛覆しようとするのに暴力を以て顛覆しようとするようなことにおいては、これは民主政治として許すことはできませんから、この法案の対象となることは勿論であります。従つて、この法案をよく吟味して下されば、我々の意のあるところは十分に了解し得られることと私は確信するものであります。(拍手)

○議長(佐藤閣下) 内閣総理大臣は他日出席の際答弁される趣きでございます。伊藤修君。

【伊藤修君登壇、拍手】

○伊藤修君 只今提案になりました本法案につきまして、法務総裁にいかさか質問をいたしたいと存する次第であります。

この種の法案の作成に当りましては非常に困難を伴うのであります。諸外国の例を以ちまして、すでにアメリカにおいてハムツトニクソン法を作成

するに当りまして、非常な困難の下に成しとげておるのです。日本におきましても、現在のこの法案がすでに一年近く法務府において研究を重ねられておつて、その間幾多の反響に会い、一校脱ぎ、二校脱ぎ、三校、四校、五校して、今日の法案になつて現われて参つたのです。これほどこの法案に對するところの非難というものが包蔵されているというところを、我々は先ず認識しなければならぬと思つて、さうして修正された法案といふのも、なお且つそこに残存するところのもの、即ち法務総裁が申されるところのいわゆる民主主義の擁護であるとか基本人権の保障という目的には合致しないのです。むしろこの法案自体がこれを破壊する傾向を持つておることは誠に遺憾に堪えないのであります。

(その通り)と呼ぶ者あり)私は本法案につきまして委員会において幾多の質問をいたしたいと存しますが、本日は基本的な点十一点を挙げて法務総裁に質さんとするものであります。

現在行われつつあるところの、頻発しつつあるところの治安問題に對しまして、我々は飽くまで民主主義の擁護のために暴力は否定しなくてはならない。併しこの目前の暴力のよつて来た

るところの原因というものを追究せずして、ただ眼前に現われたところの事實に目を奪われて、あたかも頭師が山を見ずのごとき行動をとられるということは、誠に遺憾に堪えないと思つてあります。(その通り)と呼ぶ者あり)政治の貧困、国民生活の安定、教育の向上普及徹底、こうした基本的な問題を先ず解決して、然る後に法的措置をとるべきが当然のあり方と私は考へるのであります。政府はこの筆を出して、ただ以て法律万能の考え方を以て国民の権利義務を拘束しようとする考え方は、旧憲法時代ならいざ知らず、少くとも新憲法の下におきましては誠に時代進行の感なきにしもあらずです。(その通り)と呼ぶ者あり)曾つて日本が満州を統治しておつた際におきまして、満州人は日本人に對しまして法匪であると言つておつたそうです。それほど日本人は、法律を以てするならば何事をもなし得ると考へておる。併しながら法律の力を以てしても事實を征服することはできないことは、我々は曾つて経験しておることでありま

す。旧憲法時代におきまして幾多の権力的強い法律が出されておつたにもかかわらず、なお且つその治安は保たれていない。却つて国家をして今日の悲

境な地位に陥れておることは皆さん御承知の通りです。これは過去の歴史が証明して余りあることであります。

然らば今日のかような頻発するところの治安対策をいたしまして、現行法規で以て果してできないかどうか。現在におけるところの法律体系から考へましても、刑法には、内乱罪あり、又騒擾に関する罪あり、暴力行為等処罰に関する法律あり、これら集団犯罪に對するところの法律はすでに整備されておるのです。この法律のよき運用を以てするならば、十分その目的は達成されることと考へられるのです。

殊に今日におけるところのいわゆる国家警察、自治体警察或いは海上保安庁、検察庁、これらの第一線機関がよ

くその運営のよろしきを得るならば、或いは今日の刑事訴訟法その他の法規において多少不備な点があるといはしますれば、これを改正いたしまして以てその運用のよろしきを得るならば、私は現行法規とこの運用と相俟つて、今日のごとき治安対策は十分目的を達成し得るものと考えられるのです。若し又これが非常の場合に遭遇するならば、それこそ政府が申されますがごとく、いわゆる警察予備隊の発動を以てして十分その目的は達成し得るはずであ

ります。然るに好んでかような国民非難的たるいわゆる弾圧法規とも目せられるこの法案をあえて出されるということは、政府の私は意図が幸にあらうか解するに苦しむ次第であります。

或いは占領下におきまして、いわゆる団規法というものによつて今日の団体生活が拘束されておつて、この法律をなお且つ温存しようとして、平和條約後における独立国家の日本の上に、日本の国民の上にこれをそのまま温存すると、こういう考え方から、これを改正いたしまして、本案のごときものをここに提出するに至つたかとも考へられるのです。若しかやうな考え

であるとすれば、それこそ日本国民に對しまして独立という名前は與えても、その本質は占領下と同一の下に国民生活を営ましむるという大きな非難をこうむることであらうと思つて

す。(その通り)と呼ぶ者あり)私はかような点に對しまして、法務総裁がどういふ見解の下にこの法律案を提案されましたか、先ずこの四点につきまして基本的なお考えをお伺いしたいと思つておるのです。次に立法論として三点お伺いたしたい。本案は法務総裁の御説明によります

れば極く簡単に片付けられておりますが、第一章において、先ほど山花君が説明されておりますがごとく、いわゆる刑事の実体規定を定めております。

そうして第二章において行政の実体規定を定めておるのです。第三章、第四章において手続規定、行政的手続規定を定めておる。第五章は雑則であります。第六章において罰則を定めておるのです。かような法体制というものは稀に見るものであるのです。要するに、この法律を以て司法処分で賄い得ない部分を行政処分に委ねて、以て国民の権利を制約しようという意図に出たことは十分察知される。殊にこの二つの実体規定に對しまして、第三章及び第四章によつて、手続規定において一つの審理規定を定めておるのであります。これは要するに、国民の権利義務を制約する場合におきましては、憲法は明らかに裁判の手續をやらなくてはならんと言つておる。然るにこの法律におきましては司法処分に委ねることなく、行政処分に委ねておるのです。かようなことは、日本国民が憲法に保障せられておるところの裁判を受けるの権利をこの法律によつて剝奪せられるものと言わなくてはならんと思ひます。(その通りだと呼ぶ者あり)かよ

うな不合理は到底我々国民としては是認できないです。いやしくも私たちの基本人権が制約される場合におきましては、我々はこの基本人権を保障する殿堂たるところの裁判所の審理を受けるべきが当然である。にもかかわらず、ここには易々として行政手続においてこれを定めようとしているのです。或いは法務總裁の御答弁によりますれば、それは最終的に於いて裁判を申立てる権利が與えられておるから差支えないじやないか。決して行政処分において国民の基本人権を制約するのじやない。行政処置として一応とつて、その後これを裁判所に自由に訴えて権利保護を求められ得る。従つて決して司法権の獨立を侵してはいない。国民の裁判を受ける権利を剝奪してはいない、かように御答弁あるかも知れません。併し法文にそうあるといえども、本質的に、少くとも実体法規に對するところの認定の基本といふものを行政機関に委ねている以上は、それ自体裁判でなくてはならんのです。いわゆる本質的に司法権の獨立を私は侵してはいるものと言わなくてはならぬと斷言して憚らないのです。併しこれに對しまして先ほど申すごとく裁判所の救済が受けられると、かように御答弁になつても、

私はこの規定自体に、この規定自体を見ましても、出訴いたしました、それに對しまして、すでになされた行政処分に對しまして停止命令がとれることになつておる。行政処分の執行を一時的に停止するところの規定が設けられておるのです。これあるが故に今私が申しますとき危惧は毫末もあり得ない、かように仰せになるかも知れませんが、行政事件訴訟特例法を御覽頂きますれば、明らかにかような場合において總理大臣はその停止をなすことを取消すことができることになつておるのです。行政事件訴訟特例法には、いわゆる司法権と行政権との限界、この点に大きな問題を殘しておる。行政がこの点において司法権を制約するといふ大きな問題を殘しておるこの法律が、その法律がこの場合に適用されることになるのです。してみますれば、現に侵されたところの、行政訴訟によつてその救済を求めようという国民は、裁判所の救済を求むる前にすでにそれが執行されてしまふ。而もそれは、ここに法文に掲げられて規定されておるにもかかわらず、單に總理大臣の請求によつて裁判所はその停止をすることができない。こういう結果になるのです。してみますれば、ここに停

止を取消すことによつて不当にその行政処分を国民は甘受しなければならんといふことは、この点において救済されておるといふことは、法律は保障してないことになる。それで、かようないわゆる抜け道のある法規を以て、国民に對しまして国民の権利を保障しておるといふ法務總裁の高官に對しましては、いささか反響を加えざるを得ないのです。若し又裁判所がかようにその権利義務を保障すると申しましたも、およそ国民が侵された権利といふものは、いわゆる基本人権を毀損された場合におきまして、事後においてその権利を救済されましたも、国民はその原状に回復することができないのです。(その通りだと呼ぶ者あり)日本の法律体制は御承知の通り大陸法規をまねているために、あらゆる場合に国家権力が自由に発動し、そして国民の権利が侵された場合において、それを事後に救済するからいいではないかと、いふのが今日の法律体制なんです。かような觀念は日本の今日の憲法においては御承知の通り拂拭されておるはずで、我々は、現に侵されておる基本人権を擁護する、救済する法律がなくてはならんのです。その意味におきまして當參議院は、現に侵されつ

つあるところの身体の自由拘束を守らうといふために人身保護法を參議院みずから作つたはずであるのです。あらゆる基本人権を保障するのには、現在侵されておる基本人権を直ちにこれを救済することによつてこそ、初めて基本人権の保障の全きを得るものと言わなくてはならんと思ひます。(その通りだと呼ぶ者あり、拍手)にもかかわらず、事後における救済をしても、その救済も行政事件訴訟特例法によつてすぐにその救済を取消されてしまふ。かような点に考え及ぼして、私はこの法律をお作りになつた法務總裁のお考え方についていささか私は腑に落ちない。この点に對しまして十分御説明を承つておきたいと思ひます。(反動だと呼ぶ者あり)

それから次に立法論としていま一つ指摘したいところは、一体、人の権利を制約する場合におきまして、皆様に十分御諒知のことと存じますが、徳川時代ならいざ知らず、今日の時代におきまして、檢察と裁判とが同じ行政機関の中で設けられるというあり方は、全く復古的な考えもこれほど甚だしいものはないと思ひます。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)一行政長官の下にいわゆるこの法案にいうところの審

理官がある。いわゆる裁判官がある。他面においては調査官、檢察官がある。これを代表するものはいわゆる長官です。この長官が本法では検事の立場を持つておるのです。審理官は旧刑事訴訟法時代にあつたところの予審の立場をとつておるのです。調査官は司法警察官乃至は副検事の立場をとつておるのです。これがこの長官の下に全部職屬しておるのです。一方でつかまえて来て一方で判決する、さうな不合理を新らしいこの時代において再び繰り返されるということは、法律立法の立場から行きまして、如何にも私はこれは法務府の考え方は時代逆行の考え方も甚だしいと言わなくてはならないと思うのです。(「その通り」と呼ぶ者あり) これをしも我々忍ばなければならぬのでしょうか。かような若し考え方で行つたならば、私たちは、つかまへられた人に裁判を受ける、いわゆる徳川時代におけるところの大岡裁判をそのまま繰り返すことになるのです。而もその裁判の認定に當つて、第十三條においては何を規定しているか。証拠は十分出しなさい、弁護人は五人出せる、立会人は何人出せると、こうしておるのです。如何にも民主的に規定されておる。然るに同法の第十五條を御覽

になりますれば、審理官はその提出したところの証拠をとらなくとも差支えないと言つておる。(笑聲、「斬捨て御免だ」と呼ぶ者あり)それは、折角出した証拠は、自分の権利を主張してこれを擁護してもらおうと思つて出した立派な証拠でも、審理官の考え方によつてこれを少しも調べんでもよろしいと、こゝ言つてゐるのです。(「そうだ」と呼ぶ者あり)かような(果れたものだ」と呼ぶ者あり)無茶な規定を今更我々が作るということは全く考えられないのです。(木村さんにして初めてできますね「その通り」と呼ぶ者あり)こゝういふ点に對しましては、なぜ法務總裁は考慮を拂わなかつたのか。全く今日の憲法下において稀に見るところの私は悪法ではないかと思ふのです。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)

第三点は、一体、法務總裁は先ほど御説明の中で、事もなげに団体の犯罪行為能力というものを認めになつたのです。一体、日本の刑法理念の中に団体の犯罪行為能力というものを認めてゐるのでしょうか。學者はいずれも口を揃えて、個人責任の原理というものは今日の日本刑事法規の一貫した理念でなくてはならんと言ふのです。(「その通り」と呼ぶ者あり)然るに

本法に限つて初めてここに取入れられて、団体の犯罪行為能力というものを認定しようというのです。世界いずれの國においてかような無謀な学理に基いて法案を起草するものがあり得ようか。日本におきましても、成るほど団体において刑事責任を認めた場合があるのです。例えば外國爲替管理法とか、或いは爆発物製造に関するところの法律とか、統制法規とか、乃至は法人税法とか、これらの法律に限つて団体とその犯罪行為能力を認めております。併しこれは団体の行為の責任を問うておるのでなくして、取締のため、取締規定として団体に連坐責任を負わしめただけであつて、団体それ自体がその犯罪行為を遂行したという理念の下にこの法規が定めてあるわけではないのです。若しその法人が脱税いたしますれば、法人を代表する取締役、監査役その他の職員がその行為に對する責任を負い、団体には連坐的に對する責任を負つたために責任を負わしめておる。こういう便宜的な問題であつて、本来の原理に基いたところの理念ではあり得ないのです。今日、社会生活が集團生活を基幹としておることは御承知の通りです。でありますから、これに對しまして或る種の処置

を講じなくてはならん。個人の行為に對する責任のみを以てしては、なお治安維持の目的は達成し得ないと、かような御説明のようにも考えられるので、すけれども、然らば刑事政策の目的といたしまして、社会の防衛であるところの目的遂行に對しまして、どういう説明をしようというのですか。私はこの刑法理念から申ししても、恐らく識者の反對は当然のことと存する次第であります。にもかかわらず本法におきましては、その基幹をなすいわゆる団体の犯罪行為能力を認めたその理念の上に立つてすべての法律が規定されておるのです。かような原理に反すると、その法律構成というものはあり得ないのです。少くとも立法に携はる我々といたしましては、この点においても本法は根本的に審議の対象となし得ない理念を持つておると考えられ、る次第であります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)

次に、本法案がいわゆる基本的人権を侵害すること甚だしい、こういう点に對しましては、すでに山花君において、も謙々御質問がりましたが、これに對しましては、さうなことは毫末もあり得ないと、こう仰せになつて

いらずしやるのですが、併しこれはこの法律を通過いたしますれば容易に指摘し得るところです。(「その通り」と呼ぶ者あり) 成るほど列記されましたところの各種の犯罪行為、これは刑法そのままであります。組合がさうな行為を犯すようなことはあり得ないこととは当然のことです。言うを待たない。言うを待たないこの点だけを示して、だから組合活動に對しまして何らの制約をしないと、こういう御説明でありますけれども、いわゆる第三條の二号のヌの規定、或いはりの規定若しくは第一号のロの規定、或いは第四條、第六條、これらの規定をそのまま運用して御覽なさいまし。恐らく団体活動というものは成り立ち得ないです。例えば第三條の二号のリの場合を想像して、いわゆる檢察官、司法警察員、調査官、これらが活動する場合において、これに對しまして或いは阻止するとか、口論するとか、手を触れるとかいふようなことはあり得るのであります。そういう場合においては、それ自体がこの法規によつていわゆる破壊活動となるのです。従来よく集会の場合におきまして衝突する場合があるのであります。その衝突でたま／＼警官に手が触れますれば、それだけで以てすでに破

破壊活動になつてしまふ。いわゆる憲法に定めておるところの団体交渉権とかいうものは、その点において大きな制約を受けることは必然の理です。こういう点を考へてみるならば、この一條だけでも組合活動というものは大きな制約を受けるのです。組合活動ばかりじやないですよ。我々が演説会において、或いは私たちのあらゆる集合においてすべてこれが適用されるのです。このようことは、皆様において、今後恐らくこのリの規定が非常に拡張解釈されて、又拡張解釈しなくてもそのまま適用される機会が多いことと存する次第です。曾つて暴力行為取締法を作る場合におきましても、御承知の通りいわゆる集団暴力に對しまして、この治安を保つためにこの法律を制定した。然るにその法律の實際の運用の結果というものは、その集団暴力に對することなくして、却つて、一、二の人が団体を背景にして暴力したというふうな事案として皆取上げられておるのです。些々たることが全部この暴力行為に引かかれておるのです。それと同様に、本法の最も活用される部分は、このリの規定がごとごとく活用されるのです。むしろ、ここに列挙されたところの各種の、放火であると

か、列車顛覆とか、内乱罪とか、そういうふうな規定は運用されずして、このリの規定がごとごとく運用される。第四條が運用される。そしてこのリの規定が運用される。この三点にあると言わなくてはならぬのです。或いは「そういうことは本法において厳に戒めておる。例えば第二條においてこれを戒めておる。而も労働組合の攻勢によつて第二條の二項を設けてなお注意を完全にした」と、こう仰せになるのです。先ほどの御説明もさうにあつたように信ずるのでありますが、併しこれは御承知の通り、第二條の書き方を御覽になりますれば、これは注意規定であります。訓示規定であります。(その通りと呼ぶ者あり)若しこれに違反した場合においてそれをどうするかといふ規定がないじやないですか。職權濫用罪にはならないですよ。若し故意にこの行為をなした場合においては、これは刑法の正條によつて職權濫用罪を構成しますが、そうじやなくして、ただ職務遂行の上においてこの第二條を守らぬ場合において、それが犯罪にもならない。何にも制約されないのです。してみますれば、この二條というのは訓示規定に過ぎないのです。(その通りだと呼ぶ者あり)これによ

つてこの強力な権限行使というものが少しも制約されないというふうな不合理があるのです。してみますれば、基本人権の保障の面におきまして、言論の自由であるとか、或いは集會の自由であるとか、労働權の行使の場合におきまして、あらゆる場合において何らの保障にもならないのです。だから、この意味から申しまして、私はこの法案が基本人権を侵害すること又甚だしいと言わざるを得ないのです。かように考へて参りますれば、本法が稀に見る悪法であることは、私がここに二、三摘示しただけでも十分御了承賜われることと存じます。法務總裁がこの法案が本當に信念を持つて合法的に適法ないわゆる憲法違反の法案でないかといふことが言ひ切れるかどうか。私は法務總裁の親切な、殊に又詳細な一つ確信ある御答弁をお願いしまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

(國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手)
○國務大臣(木村篤太郎君) 伊藤君にお答えいたします。
伊藤君の御質問の先ず第一点は、かような法案を作らなくとも刑法で賄つて行けるんじゃないかということであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)勿論ります。個々の行為は刑法で賄ひ得るものもあります。併しながらこの法案の狙いは、私が先ほど申し上げましたように、暴力行為的団体を規制しようというのであります。これが本法案の狙いであります。これは刑法でも賄つて行けない。要するに行政措置を以て行くよりほかにないのであります。これを放置していいのか。かような暴力的破壊活動をなす団体を放置していいのか。い

いというならいざ知らない。併しどうしてもこの民主政治下において放置することができないということであらう。何らかの措置をとらなければならぬ。これが法案の狙いであります。然らばこういう行政措置をとつた国がほかにあるかと申しますと、たくさんあります。アメリカ然り。イギリスもそうです。或いは南アフリカ連邦もおきまして、その他数個の国に行政措置をとつてゐる国はあります。必ずしも日本ばかりではありません。(例を示せと呼ぶ者あり)そこで、こういう法案の立て方であるとする、非常に国民の権利義務を阻害するのじやないか、こういう御議論でありますが、私はさうに考へてお

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 破壊活動防止法案外二件に対する質疑

○議長(佐藤寅次郎) 岩本哲夫君。

〔岩本哲夫君登壇、拍手〕

政訴訟として提起できる。そうして最終的の決定は裁判所に任せるといふことにしているものであります。この組み方においては私は極めて民主的にできていると確信して疑わないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手。いろいろ御議論があります。

○岩本哲夫君 私は改進黨を代表いたしました。只今提案理由の説明がありました破壊法に對します二三の質問をいたしたいと存じます。

〔民主化が逆立ちしているよ〕と呼ぶ者あり) 私は繰返して申したいのは、決して個人の人權を無視するような法の立て方ではなくして、ただ、破壊的暴力団体そのものを行政措置によつてこれを阻止して行こうというのに過ぎないのであります。そのような団体は私は民主政治下において許すことはできないといふことは勿論のことであつて、これは各位も十分御理解のできることであらうと思つております。従つて、刑法で賄い得るのであります。賄は、これは賄い得るのであります。刑法で賄えないから、止むを得ず行政措置を以てかような手段をとることが妥当だと考へて、本法案を提出するに至つた次第であります。(拍手)詳細は委員会において大いに我々の意見を述べたいと思ひます。(あとはどうした)『答弁しろ』『答弁の必要なし』『わからんのだよ』『それは難言か』『答弁の必要ないとは何だ』『難言出すな』と呼ぶ者あり)

それより先に、私は政府のこの法案に對する態度について一二言及したいと思ふのであります。それは、政府が、その與黨勢力の絶對多數を國會に有しておられるが、なお、この法案の審議の上は一抔の不安があると考へ、又その通過の見通しにつきましても信念が確定されないのか、どうであつたか、その心配の余り、この法案提出以前において、國權の最高機關である國會の存在を無視して、勞組代表と會つて、押し迫るスト決行に屈して、そのストは非法だと強調しつつも、結局それらの団体に屈服いたしました。こゝに更に修正を約束して、そうして國會外で法案修正の直取引を行なつたといふことは、この法案が、ひとり労働關係に關連するばかりでない、國民全體に關連する重要法案であります。その性格におきまして、当初、政府が、今日までとられました議會政治の本念を失ひ、政治的にその信念の欠けた

無定見な行動をとつたことは、我々の嚴に戒めねばならぬ点と思ふのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

そこで、私は、かように政府がすでに自信の喪失したておるやういふ態度であります。将来、この法案の意図なり、或いはこれが法制化せられた将来において、この法律が隨時隨所に散発的に、いろいろ御都合的に拡大解釈されたり、又或る場合にはどういふやうに考へ方を變更するかも知れらぬといふやうな虞れがなしとしないと思ふのであります。或いは昔の治安維持法的な存在になる虞れがあつてはかたしと思ひます。が故に、あえて、その基本的信念と申しますか、本法案の本来の趣旨、根本理念につきまして、特に私は吉田総理大臣の出席を求めてお尋ねしたいと存じたわけでありませう。

それは第一に、我々は、独立後、左右の破壊活動、殊に共產主義の暴動的破壊活動が頻発するであらうといふ予想については、政府と見解を同じくするものであります。が故に、(よろしい)と呼ぶ者あり、拍手)これらの暴力革命的破壊活動に對する適切な措置を講ずべき法案の設定は、(馬鹿だ

よ)と呼ぶ者あり)大いに賛意を表するところでありませうが、併した問題(自由党と同じじやないか)しつかりしろよ)と呼ぶ者あり)政府が、この一部分の過激団体等のこの破壊活動に對する措置に急なる余り、却つてそれと全く縁の無い、或いは縁の無い一般の言論文書活動や文化活動や、或いは政府の政治行動並びにその政策に對する反對黨の批判の場合や、又條約の改正運動とか、或いは國連協力に關する諸般の見解を集團で披露する場合とか、又破壊活動に及ばざる程度の熱心な労働運動等に對するものによつて、これを拡大の解釈を以てこれに重大なる制限彈圧を加へんとするがごとき場合が或いはなしと思ひます。が、この際、一体、政府はこうしたことに對してどうした態度を、今私が列挙いたしましたやうなものに對して基本的などういふ態度を、或いはどのようにこの法律を以つてこうしたものに臨まんとするののか。これらの今私が列挙いたしましたやうな範圍の一例に對しまして、この際、政府は明確に答へて頂くことが、世間のこれらに對するいろいろの疑惑を明瞭にする点であるのであります。が、大体、こうし

たまざらわしい、拡大解釈の生じやすい、或いは一方的都合解釈によつていろいろの問題の発生しやすいやうな、かような法律措置をとるよりは、むしろ政府は、この法律の本来の目的である過激な破壊活動に對する対処措置としては、別個に、こうした過激な分子、団体の行動に對することのみを單獨に別個に法律を作つて行くといふことが、これらに關係のない各方面の活動、政策批判等に對しまして、何らの懸念の生じないことを與えるのではないかと思ひます。が故に、この際、この法律案は二つに区分され、或いは明確に過激な破壊活動のみに限定する謙虛な法文に改正する必要があるのではないかと思ふわけでありませう。こうした点につきまして、政府はすでに提出された今日の段階であります。が、將來、議會審議の上におきましては、これらに對しましてはどういふ態度をとられますかを先ずお尋ねいたしたいのであります。

次にお尋ねいたしたいことは、破壊活動の調査する、これは只今伊藤議員も言及されましたが、成るべく重複を避けまして、特に重要であると思ひますから私も質問をいたしたいと思ひます。これは、同じこの行政長官の下

に、公安調査庁と、そうしてこれを審査決定する公安審査委員会が、いずれもその下部組織にあるという問題点であります。これは日本国憲法に保障する国民の自由と権利を不当に制限しない政府は強調しておられますけれども、この法案の具体的条文内容を見ますと、現在国民各方面に非常な不安と危惧を持つておる。この状態に鑑みまして、この法案全体に流れる破壊活動防止の措置が余り急激単直でありましたために、これに派生的に、先ほど来申し上げました国民の正しい言論、出版、思想、或いは集会、政策の発表或いは政治行動等の自由をも巻き添えとして抑圧制限されんとすることが、直接間接を問わず、その拡大解釈によつて生ずる虞れが極めて濃厚でありますのであります。これらの国民の基本的人権と自由というものを規制或いは束縛するようなことを取扱うこの法案は、当然別個に裁判によるべき措置にこれを委譲すべきでありまして、そうでないと、同じこの行政長官の下に審査委員会と調査庁が並んでありますことは、只今伊藤議員も御指摘のあったような工合に、例えば自分で三味線を弾いて自分が唄つておるといふ、この弾き語りの独善の調子に陥つて、

往年の治安維持法の復活を思わしめる点が極めて濃厚であるからでありまして、尤もこの点におきましては、行政事件訴訟の途はありますけれども、これは結局は政府の都合によつては総理大臣の拒否権によつて如何しようとも左右されることも認められておるといふことであります。結局何のこともなく、わけがわからないようなことにならざるを得ない。余りにも政府の行政措置権が一方的に強大過ぎる点が問題となるのであります。いわゆる三権分立の基本的日本民主化の制度を混乱に陥れる虞れが生ずるのであります。そこで私は、この際、政府はこの審査委員会のごういふ処置規定と申しますか、審査委員会に対する関連する法律案によらず、単独の法案として別個法制化されることが、こうした問題を生じない解決方法であると思ひます。政府はこれらを別個の単独法律案としてこれを切り離して処置されるお考えがありますかどうかを伺ひたいのであります。

次に、更に木村法務総裁にお尋ねいたします。三條におきます騒擾、即ちロ及びハの騒擾とか或いは煽動なる字句の意義、その範囲、程度、或いはその場合等を、この際、事例を挙げて明確にして頂くことが、この法案審議の上に、又国民がこの法案に対するいろいろの危惧を解消する上において極めて適切であろうと思ひます。この際、この問題を明確にして頂きたいと思ふのであります。で、それは、この法案の根本趣旨に直接影響いたしませんか、或いは間接には遠い原因となり得るの解釈の場合にも適用するのであるかどうか。その使い分けの問題であります。即ち仮に、一般の言論及び政治活動とか、又は條約の改正運動とか、或いは直接暴力的破壊活動には及ばざるの範囲内における労働条件向上を念願する労働運動の熱意等が間接に一般民心をリードして、一部団体の使喚する破壊活動に附和雷同する同調者が仮に現われて来た場合に、これらの間接煽動をも遠く遡つて或いは広く取締の対象とするのであるかどうかにあるのであります。この点は、ひとり労働団体のみならず、一般の輿論の極めて懸念し注目しておる問題でありまして、これを政府の独断によつて一方的に、一切合財そのときの都合や一部感情で弾圧取締するということになると、一方、問題の多い行政協定とか、或いはいろいろの将来生ずる又條約と相並んで、

我が国民主化育成とその発展の上に重大なる暗影を投ずる問題と考へるからであります。(大丈夫と呼ぶ者あり)で、引續いて第二点にお尋ねいたしますのは、同じく第三條の二にありまする「政治上の主義若しくは施策を推進するため云々とありまするが、その末項の又ありまする予備除諒、教唆又はせん動をなすこと」をもこの取締の対象としている点であります。本来、法務総裁は、刑法によることのできない場合もあるの理由によつて、この法案の取締事例を広範囲に作成されたと仰せられておりますにかかりませう。この場合は刑法と重複しておることでありまして、これによつて、必要以上にその取締方針や或いは態度が刑法とこの破壊法とによつて軽重が相違する場合、又は具体的取締方針の混乱が生ずる虞れなしとはしないのであります。むしろ、これは刑法に譲るか、又はどちらかに調整一体化する必要があるのではないかと思ひておりますが、御所見を承りたいのであります。

次に第三点としてお聞きいたしたいことは、先の十二日の第一波ストに先立つて、全鐵、炭労の二労組は、十一日の吉武労相との会談において、政府は先の閣議決定の線より更に重要諸点を修正することの約束において、又この労組はその実現を信頼してストを中止したと聞いておるのであります。ところが今回政府は、これら労組に約束された修正点につきましては、なおその主要点と申すところが果しておらない。この結果、全鐵、炭労等は、第二波の、明十八日のストに突入するのではないかと思ひます。元来、今回の各労組のスト行為は、それらの見解もあり、論議もあるとは存じますが、我々は直感的に見て、当面するこの法案をめぐつての運動対象としてのスト行為であるとするならば、勢い政治ストになるといふ解釈を持たざるを得ないのであります。(拍手)我々は、健全なる労働運動のあり方としても、又我が国再建途にある国民総力を結集すべき国民産業経済全般の観点から見ても、現在のごとき方策によらざる、スト行為以外の方法で解決さるべき点を主張いたしておるのであります。不幸にしてこれらの健康労組におきましてはストが余儀なくされるという場合、よつて生ずるその原因は、政府即ち吉武労相等の一部にその責任があると見なければ

ばならないのでありますが、その場合、このストが政府認定のごとく政治スト即ち非合法法であるとした場合に、一体、政府はこのストに対してどのような態度で臨まんとするのであります。又その取柄は非合法ストとして規制発動するかどうか。或いはこの法案制定後適及して適用するといふ考えかどうかをお尋ねしたいと共に、併せて、若しその場合の政治責任はどなたが負われると考えるのであります。明らかに承わりたいのであります。

最後に吉武労働大臣に一点お尋ねしたいことは、去る十二日のスト第一波の前日、労組代表と会談されました、重要箇所を修正するの約束をされ、その実現を誓われたのであります。このことは政府の無定見を暴露したものと云えますけれども、我々は吉田内閣の労働運動に対する認識の一步前進だと考えておるのであります。かくしてこの政府代表たる労組の言を信頼いたしまして、穏健なる思想に立つ全職及び炭労等の労組はこの十二日のストには参加しなかつたのであります。我々は我が国労働運動の健全なる動向に喜びと安心を持ったものであります。然るにその後政府の修正

点を見ますに、この十一日の約束の主要点はまだ多数果されてないことあります。即ち当時労組代表に約束された主要点であります第三條の口の煽動云々の問題、或いは又の項目の削除の問題、その他救済規定はつきりしておくようなことに対しては、それらの明確化が実現されておらないのであります。これらの諸点は、この法案の主要目的である破壊活動の基本的排除の法文に便乗の虞れがある、そのときの都合によりする一方的拡大解釈に巻き込まれやすい問題点であります。これがことごとく修正されていなくなりまると、一体、先だつての政府側と労組側との会談は、政府においては、ストを一時中止させる手段としてごまかしを言つてその場塞ぎをして、約束の責任を果さなかつたとも云えるのであります。若しそうだとすると、この間の会談は嘘の会談であつたのか、嘘だとすると、労組代表のほうにだまされたのか、政府がだましたのであるか、この辺をお伺いしたいのであります。併し若しだましたのでないと言われるならば、その約束をされた責任を労組はどのようにしてとられんとするののか。

「やめればよい」と呼ぶ者あり」この際、明らかにしておきたいと思うのであります。若し辭職されない、責任をとらないということになりますと、結局政府が労組代表をだましたということになると思ふのであります。「ノー」(と呼ぶ者あり)又こうして多数の勤労者及びその代表に政府を代表する閣僚がかかる不信行為をしたということになりますと、我が国労働運動の前途に或いは水を浴びせかけたようなものであります。この反動によつて或いは十八日のストが如何ような場合に陥りましようとも、その責任の一半はこれ又政府にあると見なければならぬのであります。「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり」一体、政府はこの明日に迫る十八日のストに対してどういう対策を持ち、又これに対してどういう責任をとられんとするのか。この際、吉武労働大臣にお伺いしたいと思ふのであります。

以上を以ちまして私の質問といたします。(拍手)

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村篤太郎君) 岩木君の御質問にお答えいたします。

岩木君はこの法案を解釈するに當つてみだりに拡張されるのじやないかと、この点については、我々は十分な注意を拂つたのであります。つまり第三條において明確にこの破壊活動の意義を付けておるのであります。これによりまして、このきめられた範囲における行動をとつた団体を対象としておるのであります。拡張解釈するの余地は毛頭もありません。拡張解釈するの余地は毛頭もないと確信いたしております。(拍手)

それから、公安調査庁において審査をし、そしてこの決定の請求をし、一方において審査委員会においてこれを決定する、これが法務府の外郭団体であるから不都合じやないかというような御議論であります。この公安審査委員なるものは、これは御審議願います公安審査委員会設置法三條において明確に規定しておるのであります。いわゆる独立してこの審査の決定をするということでありま。その独立性を十分に持たせて、これは一つの準司法的の機関としておるのでありますから、今の御疑念の点は毛頭ないといふことを私は申し上げたいのであります。それからこの法案の中の煽動とはどういふことであるかといふことあります。この点、この教唆、煽動……教唆の点はもうわかつておるのであります。煽動というものは決してこの法案において新たに設定した概念ではないの

の点については、我々は十分な注意を拂つたのであります。つまり第三條において明確にこの破壊活動の意義を付けておるのであります。これによりまして、このきめられた範囲における行動をとつた団体を対象としておるのであります。拡張解釈するの余地は毛頭もありません。拡張解釈するの余地は毛頭もないと確信いたしております。(拍手)

それから、公安調査庁において審査をし、そしてこの決定の請求をし、一方において審査委員会においてこれを決定する、これが法務府の外郭団体であるから不都合じやないかというような御議論であります。この公安審査委員なるものは、これは御審議願います公安審査委員会設置法三條において明確に規定しておるのであります。いわゆる独立してこの審査の決定をするということでありま。その独立性を十分に持たせて、これは一つの準司法的の機関としておるのでありますから、今の御疑念の点は毛頭ないといふことを私は申し上げたいのであります。それからこの法案の中の煽動とはどういふことであるかといふことあります。この点、この教唆、煽動……教唆の点はもうわかつておるのであります。煽動というものは決してこの法案において新たに設定した概念ではないの

であります。すでに、各法令、例えは国税犯則取締法とか、公職選挙法にもある。公共企業体労働関係法その他にこの煽動という文字は十分用いられておるのでございまして、それらの例によりまして、この内容が極めて明確に規定されておりますので、この点につきましての御疑念は十分ないと確信いたしております。

それから労組の関係であります。が、私は労組との会談で、いわゆる総評の会談でこの法案の説明をしてくれということであつて、十分に我々の意見のあるところを開陳したことがあるのであります。その後、労組の人たちとは会合した関係は少しもないといふことをここに明言いたします。(拍手)

〔国務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉武恵市君) 岩木さんにお答えいたします。

私は労働組合の代表とは、四月五日の日と十一日の日に公式に会いました。以外は会つた覚えはありません。(夜どこで会つたか)と呼ぶ者あり)夜、会つた覚えはありません。四月五日は、この法案について誤解があるようだと思ひまして、只今法務総裁がお述べになりましたごとく、私の部屋に総裁に来て頂きまして、詳細な説明をして頂

であります。すでに、各法令、例えは国税犯則取締法とか、公職選挙法にもある。公共企業体労働関係法その他にこの煽動という文字は十分用いられておるのでございまして、それらの例によりまして、この内容が極めて明確に規定されておりますので、この点につきましての御疑念は十分ないと確信いたしております。

それから労組の関係であります。が、私は労組との会談で、いわゆる総評の会談でこの法案の説明をしてくれということであつて、十分に我々の意見のあるところを開陳したことがあるのであります。その後、労組の人たちとは会合した関係は少しもないといふことをここに明言いたします。(拍手)

〔国務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉武恵市君) 岩木さんにお答えいたします。

私は労働組合の代表とは、四月五日の日と十一日の日に公式に会いました。以外は会つた覚えはありません。(夜どこで会つたか)と呼ぶ者あり)夜、会つた覚えはありません。四月五日は、この法案について誤解があるようだと思ひまして、只今法務総裁がお述べになりましたごとく、私の部屋に総裁に来て頂きまして、詳細な説明をして頂

いたのであります。ところが、それでもなお納得ができなかつたようでございます。このままに放置いたしますと或いはストに入るかも知れない、そこで私は閣議に諮りまして、この法案について誤解を受ける点があれば、できるだけこれを除去したらどうかということをご提案いたしまして、先般発表いたしましたごとく、三つの点について政府みずからこれを世間に声明したのであります。その第一は、この法律は労働組合の正当な行為を制限し、又はこれに介入するような、適用するがごときことがあつてはならないということをご法文に明記しよう。なお、この法律の規制の対象についても不必要な危険の点は與えないように検討しよう。第二は、この法律に基く行政処分の違法なるものに対しては救済規定について考慮しよう。第三は、この法律の公安審査委員会の委員は労働組合その他各界の代表で組織しよう。この三点を政府みずから決定して声明したのであります。そこで十一日に労働組合の代表を再び私の部屋に呼びまして、政府はこの三点について声明をして検討を加え、提案するつもりであるから、君たちはこのストについては自重するようにということをご再度要望した

のであります。私もこの声明いたしました三項目につきまして忠実に訂正しております。(誠に立派だ)と呼ぶ者あり)

第一は、第二條の第二項に、今読みましたそのまゝの規定を挿入しております。なお第一の二に、不必要な危険の念を與えないようにしようという点から、この団体活動は団体活動として行動した場合である、その中の一フランクが活動したからといって、その団体に責任を負ふようなことがあつてはならないと思ひまして、この活動については「団体の活動として」という文字をすべてに挿入しております。なお、その他三條中に「行為の実現に資するため」、それではどんな範圍かわからないからと思ひまして、「実現を容易ならしめるため」と訂正しておるのであります。その他、各所に、かくのごとく、文字の不明のために不要の心配をかける点は、これを一々明確に改めております。

なお第二の、この法律に基く違法処分に対する救済規定でありますが、先ほど伊藤さんからもお話があつたやうであります。今日の行政事件訴訟特例法における行政処分の救済については審査に日限が限られていないのである

ります。そうすると、処分を受けて、いつまでもだら／＼とやられたんでは救済が遂げられない。それはいけないからと言つて、この公職選挙法に唯一の例がございます百日内に審査をしなければならぬという規定を、この法文に入れておるのであります。なお組合あたりで心配いたしましたのはいわゆる間接調査権であります。必要があつて参考人と呼ばれ、或いは書類の提出を求められるということ、非常に心配しております。そこで、今回の提案いたしました條文からは、元の二十七條の間接調査権に基く規定は全部削除しております。

なお第三に声明いたしました公安審査委員会の委員に労働組合の代表も入れよう。これは政府が声明いたしましたごとく実施するつもりでおります。かくのごとく、私も世間に声明をいたしました事項につきましては、忠実に我々は訂正をして本日提案をしておりますつもりでございます。決して私には組合に約束した事項を不履行にしたという不信を呼ばれる覚えはございません。

只今御指摘になりました第三條における「せん動」の文字或いは救済の規定などを例示されましたが、かくのご

とき具体的な問題について約束をした覚えは毛頭ございません。

なお、この法案の訂正を、一度決定して議院に審議せずして事前に訂正をすることは如何かというお尋ねでございます。私も決してそれは好ましいこととは存じません。併しながら、それが仮に政治ストにせよ、事前にこれを避けることができるならば、政府が提出の以前において改むことは、私は決して悪い態度とは存じません。ただ十八日に止むを得ずストに入るといふことでございますが、私としては、再三再四、最後まで、組合の自重を要するつもりでございます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 内閣総理大臣の答弁は他日に留保されました。羽仁五郎君。

〔羽仁五郎君登壇、拍手〕

○羽仁五郎君 最初に、只今上程されました三つの法律案について輿論がどういう態度をとつてゐるかということ、その輿論の指摘している点について政府はどう考えておられるのか、その要点を指摘したいと思ふのであります。

これは、本月の六日に、すでに只今上程されたと同じ形をとつてゐる。當時は特別保安法という名前でありましたが、それに対してニッポン・タイムスが社説を以て批判をしております。その中で特に指摘せられてゐるのは、「法は常に明白にして的確であること」を要し、広い解釈を許すべきでなく、官吏の判断によつて人民の自由を制限する武器となつてはならない。治安に名をかりていやくも基本的人権を侵し、政治的活動の自由、又言論の自由などを脅かすことは許されない」と警告し、「何ら有害なる具体的行動はないのに、これを企ててゐる」といふことを取締ろうとするのは、個人の自由を圧迫する重大な虞れがあり、言論、集会の自由、又民主主義そのものに對する官憲の弾圧の発生する危険を含む」と指摘しております。それから首相又は法務総裁又労働大臣も必ずや注目せられたらうと思ふのは、日本新聞協會が本法案に對してその意見を發表しておられます。で、日本新聞協會は「言論の自由にまで干渉する虞れのあるやうな立法に對しては、そのような立法を必要とする如何なる危険が差迫つてゐるかを信頼できる客觀的事實によつて立証すべきであるが、政府は未だ曾つて一度として責任ある事實の立証を行わないで、本法律案の提案に至つて

いる。機関紙の刊行停止はまさに一種の検閲制度を構成し、憲法第二十一條第二項の精神に背くものである。これらの点を特に特筆し、法案の機関紙に関する定義を掲げていないところから、正當の新聞雑誌の類までも取締官庁の認定によつて停刊その他の災厄を受ける虞れがある。現に特審局の官吏がこの点について、一般の雑誌或いは新聞といふものも、場合によつてはこの法律案によつて規定されている機関紙と同じ取扱を受ける場合があるかも知れないといふことを言明しているといふ事實を挙げております。かような言論の取締に絶対に触れるものではないと政府が繰返し答弁されておることに対して、言論の責任ある地位にある日本新聞協会がこれらの点を特に強く指摘しておられる。今これを朗読することをお省しますが、これらの点について政府は果してどれだけの誠意ある反省をなさつたのか。現在の政府は言論或いは新聞において苦勞をされた経験を持つておられないでしよう。すべからず言論や新聞において多年苦勞をされて来た人々の意見を十分に聞くべきであります。

「専ら団体組織により国家社会の基本的秩序を破壊する暴力主義的活動の取締に置くことを明確化する」というふうに述べておられる。この国家社会の基本的秩序というやうな言葉をここで法務総裁が用いておられることは、輿論に重大な不安を與えております。これはこの法律案の中に記されておる言葉ではありませんが、この法律案を説明せられる法務総裁の言葉に対して世論が非常な危惧の念を抱いておるものであります。

なお、これらについて、この法律案が恐らくは或いは最近アメリカなどにおいて行われておるやうな立法上の措置の影響の下になされた關係があるかも知れないのですが、これについては、御承知のように、最近、昨年の十一月に、諸君のよく知つておられるバーランド・ラッセル教授が、アメリカにおいて現在民主主義の原則が一つ一つ打ち崩されて、アメリカに警察国家が発生しつつあるという事實を指摘しております。これは、或いは現在の政府は、アメリカのなすことは即ち民主主義の本家のなすことだといふように考へておられるかも知れないが、決してそうでないといふ点において特に反省される必要があるのだと思ひます。

以上のような世論或いは學者の批判を参考にしながら、我々がこの法律案を讀んで第一に感ずる点は、そしてこれは特に首相に対してその所見を質さなければならぬと思ふのであります。この破壊活動防止法案その他の三法案といふものは、如何にも人を縛つて飯を食つて来た人間のこしらえた法律案であります。いわゆる、はつきりした言葉を使ふならば、不淨役人のこしらえた法律案である。(然り)「その通り」と呼ぶ者あり)もつと穏やかに言つても、要するに官僚が絶対的な權力を握ろうとする陰謀によつてできた法律案であります。(その通りだ)と呼ぶ者あり)私は、吉田首相が、そして又自由党の諸君が、このような人を縛ることによつて飯を食つていふやうな人間、不淨役人の手に成つたやうな法律案を、御自分の手で国会に提出し、そしてその通過を希望しておられるのかどうか。これを國民の前に話して「これが要点だよ」昔の番太だと呼ぶ者あり)私は首相に対して質さなければならぬのは、一体、首相は現在民主主義の制度の下において、或いは法務総裁は民主主義を擁護されると言ふのだが、そもく民主主義とは何ぞや。(知らない)と呼ぶ者あり、(笑)民主主義とは主權在民といふことであります。(その通り)然り)と呼ぶ者あり)従つて政府の役人は、上は總理大臣から下はおまわりさんに至るまで即ち人民の公僕である。従つて、これらの政府が不當なことをなしたる場合には、國民は當然これに反抗する權利がある。これが民主主義です。(その通りだ)命令する權利がある)と呼ぶ者あり)この民主主義の根本を本法律案は覆えそうとしているのであります。それとも首相や法務総裁は、政府の不當に対して國民が反抗する權利はないといふやうに言われるのか。若し言われるならば、それはそもそも如何なる理論から民主主義的に立証されるのか。その点を我々は、はつきり伺つておかなければなりません。(そこが手管だ)そこを答へるべきだ)と呼ぶ者あり)まだ日本には、およそ抵抗といふ反抗という、悪いことのように思つてゐる人がある。併し、政府が如何なる不當なことをやつても、更にそれに抵抗せず、これに反抗しないで、黙々として隨いて来るといふ國民は恐るべき國民はありませぬ。(その通り)國を滅ぼしたじやないか)と呼ぶ者あり)これは特審局には

義とは何ぞや。(知らない)と呼ぶ者あり、(笑)民主主義とは主權在民といふことであります。(その通り)然り)と呼ぶ者あり)従つて政府の役人は、上は總理大臣から下はおまわりさんに至るまで即ち人民の公僕である。従つて、これらの政府が不當なことをなしたる場合には、國民は當然これに反抗する權利がある。これが民主主義です。(その通りだ)命令する權利がある)と呼ぶ者あり)この民主主義の根本を本法律案は覆えそうとしているのであります。それとも首相や法務総裁は、政府の不當に対して國民が反抗する權利はないといふやうに言われるのか。若し言われるならば、それはそもそも如何なる理論から民主主義的に立証されるのか。その点を我々は、はつきり伺つておかなければなりません。(そこが手管だ)そこを答へるべきだ)と呼ぶ者あり)まだ日本には、およそ抵抗といふ反抗という、悪いことのように思つてゐる人がある。併し、政府が如何なる不當なことをやつても、更にそれに抵抗せず、これに反抗しないで、黙々として隨いて来るといふ國民は恐るべき國民はありませぬ。(その通り)國を滅ぼしたじやないか)と呼ぶ者あり)これは特審局には

そういう國民が健全なる國民と見えるかも知れない。又現在の労働大臣には、そういう労働組合が健全なる労働組合と見えるかも知れない。(そのやうなんだ)と呼ぶ者あり)併し、これは先に同僚議員からも指摘せられたやうに、大政翼賛会或いは(産報)と呼ぶ者あり)産報、それらのものがまさにそういうものであつたのです。首相や法務総裁は、日本國民が政府の如何なる不當な行為に対しても何ら抵抗せず、何ら反抗せず、奴隷のごとくに従つて来るといふことを希望しておられるのか。若し然りとすなれば、國民の抵抗権といふものを果して確認されてゐるのか。若しそれを確認しておられるとするならば、かくのごとき法律案は本日只今直ちに撤回せられなければならぬ。(そのやうだ)と呼ぶ者あり)去る十二日並びに明日行われようとしておるところの争議に対しても、政府は或いは、これは労働組合法の保障しておる正當なる経済的要求に基く争議ではない、いわゆる不當な意味における政治的ストライキだといふやうなことを言つておる。これは特に法務総裁及び労働大臣のはつきりした答弁を伺つておきたいのであります。そもく労働組合が経済的要求を貫徹する手段とし

ては一体何があるのでしょうか。言うまでもなくそれは団結権ではありませんか。結社権ではありませんか。その経済的要求を貫徹する手段たる団結権を脅かし、結社権を脅かす法律案に對して行われる争議は、即ち経済的要求一般を擁護しようとする争議でなく何でありますか。(その通り)「生存権」と呼ぶ者あり(これをいわゆる労働法によつて保障されているところの正当なる争議権でないと断定するならば、団結権のないところに如何にして労働組合は経済的要求を貫徹し得るか。結社権を危くされてどうして経済的要求を貫徹し得るか。その論理が成り立つならば(憲法を忘れたのだ)と呼ぶ者あり)これは何かなければならないと思ふのであります。(元も子もなくしてから何言つたつて駄目なんだ)と呼ぶ者あり(労働大臣或いは法務総裁は、労働組合が経済的要求を以て活動するための不可決の基礎たる、且つ前提たる団結権そのものを守るためにストライキを行ふところの権利を否定するこゝとができると思つておられるのであるか。この点を伺つておきたいのであります。

第二に伺つておきたいのは、すでに同僚伊藤議員から取上げられた問題で

ありますが、法務総裁は伊藤議員の質問に對してお答えになつていない。問題は、そも、何故に現在の刑法によつては団体を取締り処罰することができないかということにあります。これは、今の刑法を作つた人たちが、或いは国際刑法学者、或いは世界の刑法の立法者が、いずれもよほどの「まぬけ」であつたのでしようか。団体を取締るといふことは必要だということに気が付かなかつたのでありましようか。近代の法の觀念では、犯罪というものの責任は個人にある、これが原則でありまゝす。法務総裁はそこに団体を取締るとのできない空白があるというように言われているのだが、それは断じて空白ではない。そこに立ち入るならば近代の民主主義の法の原則は覆えられてしまふ。刑法を補うということが果して法務総裁の法律家としての良心に訴へてくるべく言われることではありませんか。(そんな良心はないよ)と呼ぶ者あり(御承知のように封建時代には、或いは連坐制、佐倉宗五郎が惡ければその女房や子供まで殺されるというやうなこともあつた。又団体そのものが迫害されるということもあつた。併しなほ、そうした封建的な觀念から、我々の先輩從つて法務総裁の先輩

もなみ／＼ならない苦心をして、今日、刑法上において個人の責任という原則を確立して來たのである。それを今法務総裁は法律家としての良心に恥ずることなく覆えさせようとしているのであるか。如何にもアメリカ或いはその他の國々において最近さうな立法をなしているものがあります。併しながら、これに對してアメリカの最高裁判所が最近行なつた判決において何と言つてゐるか。すでに法廷はたび重ねて、犯罪を団体に負わせようとするあらゆる努力というものを退けて來たのである。さうして英米法の伝統においては、罪というものはパーソナル・マター、個人の問題であるということを通じて罪といふものがある。「我々にとつて罪といふものは、インディヴィデュアル・アンド・パーソナル、個人的のものである。」この最高裁判所は最近一九四六年の判決において明確に述べているのであります。而もその際マーフィー判事は、なかなかこの点を明らかに指摘して、犯罪といふものは個人的のものであるといふことは我々の法律学の根本の原則の一つであるといふことを言つています。さうして、これを取去らう、これを覆えせんとすることは、近代の法及

び自由の觀念の本質そのものを覆へすものであると断言しておられる。(世界に笑われないようにせよ)「日本だけで御座なく候」と呼ぶ者あり(さういふ点について法務総裁は、法律家としての良心に基いてどうお考えになつてゐるか。(知らんのだ)と呼ぶ者あり)如何にも、敗戦後いわゆる団体等規正令というものによつて団体に對して処置がとられたことがある。併しながらこれは決して常時の立法ではありません。これは特に非常な状態においてとられた暫定的の処置に過ぎないものとされた。この非常な状態においては、法の觀念が、今立派な平常な状態における立法の中に入つて來ることは、この國會が存続する限り断じて許さるべきものじやありません。(その通り)と呼ぶ者あり(この犯罪の責任が個人にあるといふことは意外に重大な意味を持つてゐるのであつて、例へば先にニールンベルグ及び東京で行われた國際軍事法廷においても、この平和に對する罪、戦争犯罪及び人道に對する罪といふものは、猶極において個人の責任を問うてゐるのであつて、決してその団体、即ちその國に對する措置をとつてゐるのじやありません。併しながら、若し現在日本の政府が、団体そのものが取締乃至刑罰の対象となり得るのだという理論をここに確立されるならば、(さう断言するよ)と呼ぶ者あり(次の戦争裁判においても、若しも万一……さういふことは決してないと思ふけれども、併し現在の内閣などが或いは誤まつて日本を再び戦争犯罪に陥れた場合には、今政府が提案されておるこの理論に基いて、日本は再び侵略戦争を繰返した、從つてその個人の責任を追及するのみならず、日本の國家そのものを解散する、或いはその國家活動を六カ月間に限つて停止する、(よせよ)と呼ぶ者あり)こういう措置をとられても、現在の法務総裁はこれに抗弁する余地がなからうと思ふ。(ないね)さうださうだ(日本人解散か)と呼ぶ者あり(団体をつかまえて牢屋に入れるといふことはできないのですよ。おできになつたらやつて御覽になつたらいい。労働組合をつかまえて牢屋に入れるといふことはできない。(さうだ)その通り)と呼ぶ者あり(牢屋に入れることができればおやりになるのじやないかと思ふ。さすがに今の絶対多数自由党内閣でも、団体をつかまえて牢屋に入れるといふことはできない。団体が犯罪行

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 破壊活動防止法案外二件に対する質疑

海をなすことはできないということとは明瞭です。明々白々たる事実です。それを捕えて牢屋に入れることはできない。入れることができたなら入れたいのでしょう。それを、牢屋に入れることができないからといって、牢屋に入れるにひとしい解散、或いはその団体的な政治活動その他の機関紙の発行その他を剝奪するということは、これは、わかりやすく言えば、団体を牢屋に入れるということですか。こういうことが法務総裁は果してあなたの法的良心に基いてできるとお考えになつてゐるか。

最後に、首相、法務総裁に伺つておかなければならないのは、治安維持法というものは、その濫用の虞れがあつたために濫用されたのじやないのです。必ず濫用せらるべき理由があつて濫用せられたのです。今日の破壊活動防止法案並びにその他の三法案というものは、政府は如何にも、これらが正当なる労働組合の活動を制限するとか、或いは言論、集会、結社の自由を制限するとか、或いはまさか政府は自己の政敵である自由党の活動をも将来制限するものになるかというところは露さと思つていないでしょう。併しながらここにあらのは濫用の虞れではない。必

ず濫用されるという事実であります。何故にこれは然らば必ず濫用されるかと言へば、濫用を防ぐあらゆる法的な保障をみずから取去つてゐるからであります。(その通りだと呼ぶ者あり)その第一のものは、言うまでもなく、同僚議員からも指摘せられた、その法の対象となる活動の明白にして的確なる規定がなければならぬ。その法が擁護すべき法益は一体何なのか、この法律案からは絶対に明確にはなりませんが、これがその第一点です。(明白と呼ぶ者あり)これが明白だと思つてゐる人の頭脳がよほど怪しい。第二に、近代の法が飽くまでその濫用を防ぐ保障として打ち立てて来たところの保障は、あらゆる問題について危険が眼前に迫つておるといふときにのみ法はこれに對して取締の活動をする事ができる。危険が眼前に迫つてゐるという事が條件です。併しながら、一体どこに我々の眼前に、この法律を以て取締らなければならないような危険が眼前に迫つておるのであります。特審局長が自由党の秘密会において述べた情報なるものも、いわゆる情報屋の情報のごときものだとして自由党の議員諸君からの批評があつたやありませんか。現在、不幸にして日本には、依

然として情報で飯を食つてゐる人間があるのです。いんやそれが公務員の中にさへあるのではないかと疑われる。この眼前に危険が迫つておるといふことがなければ、法の取締というところではないというのが第二の保障である。これを取つてしまつてしまつておる。そして、最後に最も重大な点は、すでに同僚議員からも指摘せられたが、実に三権分立を取つてしまつてしまつて初めて法は濫用されないことができるのです。この三つの保障が取つてしまつてしまへば、法は必ず濫用されるのです。公正なる活動と公正ならざる活動とを政府がみずから判断し、官吏がみずから判断するといふような法律が、濫用されないといふことがあり得ましようか。(その通り)と呼ぶ者あり)治安維持法もこのようにして濫用されたのであり、本法律案も、若し諸君がこれを国会を通過されるならば、必ず濫用されるのである。濫用の虞れがあるのではない、必ず濫用されるのだといふことを、私はここに断言しておくが、法務総裁はそうでないといふ反証を挙げ得るか。(挙げ得ないと呼ぶ者あり)

現在の政府は、現在の興党は、永久

に政府興党たることはできないのです。諸君はこの法律が反対党の手に移つた場合に如何に作用するかを考えたことがありませんか。

○副議長(三木治朗君) 時間が大分過ぎておりますから……。

○羽仁五郎君(統) 私は、法務総裁は單に眼前の問題にとらわれるべきではありません。政府がやりたいことを法律にするという考えは不淨役人の考え方です。(その通り)その親玉だと呼ぶ者あり)民主主義においては人民主権である。このことを忘れて民主主義を語ることは許されない偽善であります。(階級だよと呼ぶ者あり)政府の人権擁護局の報告をお聞きになつても、法務総裁はよくおわかりのように、最近の一カ年間の経験をとりて、人権の蹂躪はおよそ千三百件、いいですか、千三百件です。その中の千五百件といふものは公務員が人民の人権を蹂躪してゐる事実です。(その通り)と呼ぶ者あり)このような公務員、このような日本の不淨役人的官僚、この手の中にこの法律案を法務総裁は渡すことができるとお考えになつてゐますか。又自由党の内部においても、賢明なる諸君は、このような専制主義的な官僚の手の中にこうした法律案を渡す

ことは如何に危険であるかを反省せらるべきであります。

○副議長(三木治朗君) 七分以上過ぎておりますから……。

○羽仁五郎君(統) 政府は、特に総理大臣は、このような不淨役人の手に成るような法律案を国会に提出することなく、すでに同僚議員も指摘せられたように、暴力行動が発生するその根源を断つべきであります。即ち、政府は速かに社会保障を実現すべきである。働きたくても働く職場のないような人がないよう努力すべきであります。これは、今年の三月十五日の東京新聞も、この点を痛烈に指摘してゐる。(結論を出して)と呼ぶ者あり)検閲制度を復活させ、警察国家を復活させる必然的な内容を持つ法律案を、政府は深く撤回して、就業の機会を保障し、社会保障を実現して、国民が万策盡きて暴力行動に移るような原因を除去すべきであります。これこそ、堂々たる政見、堂々たる政治家の取るべき唯一の途である。これらの点について、総理及び法務総裁並びに労働大臣は、果して私の言うことが間違つておるといふことを如何なる点において立証なさることが出来るか。明確な答弁を伺いたいのであります。(拍手)

〔閣務大臣木村篤太郎君答へ〕
○國務大臣(木村篤太郎君) 羽仁君に
お答えいたします。

羽仁君は、この民主主義は主権在民
ということをお仰せになりましたが、誠
に御尤もであります。私はその点否
定いたしません。併し、民主主義政治
において最も必要なことはこれは暴
力の否定であります。互いに納得す
で、議論でこれを行ふことが、これが
民主主義の政治において最も必要な
ことであると思ひます。この暴力を以
て自己の政治的主張を貫徹しようとする
ことは、これは民主主義に違反する
ものであります。さういふものは断じ
て許すことはできないと私は考へてお
ります。而して、この法案に盛つたところ
によりますと、これは最も悪質
な犯罪を明確に規定しておるのであり
ます。内乱はこれはいいでしょう。か
らうか。汽車の顛覆がよいのですか。
かようなものを放置したならばどうで
しょうか。暴力的に団体行動としてか
ようなことを行ふものは、いかんとい
うのであります。それで、(刑法があ
るよ)と呼ぶ者あり、その他発言する
者多し) かようなことを目的とする団
体規制するのが、この法の目的であり

ます。そこで、そういうことを目的と
する、或いはこれを行ひ、行わんとす
る団体を規制して行くのが本法案の趣
旨であります。(その通り)と呼ぶ者
あり) これは、そういうことを現実に
やつた個人は無罪刑法で罰せられま
す。併しながら、そういうことを行わ
しめることを目的とした団体は、これ
は刑法で処刑することはできません、
かるが故にこれを行政措置を以て解散
させるのであります。それが本法案の
趣旨であります。(拍手)その行政措置
をするについても、本法案については
極めて民主的にこれを扱つたという
ことは、先ほど来申しした通りであり
ます。決して本法案は民主主義に反した
法案でない私は確信しておるのであ
ります。而して羽仁君は、この法案の
目的とする法益は何であるかと、こう
仰せになります。これは公共の福祉で
あります。(公共とは何だ)と呼ぶ者
あり) 国家の安全を守るといふことが
本法案の趣旨であります。国家の安全
を守ることが即ちこの法案の趣旨であ
つて、公共の福祉といふことがこの法
案の目的であります。(拍手)

○國務大臣(吉武憲市君) お答えいた
します。
今回のごときストは政治ストとい
うが、これは合法であるかという意味の
お尋ねでございましたが、御承知のご
とく争議権は労働者の労働条件の維持
向上のために許されておるのでありま
す。(そんなことは憲法に書いてない
ぞ)と呼ぶ者あり) 法律や政府の施策に
対して争議権を認めておる国はどこに
もございません。(拍手、「労働大臣や
めろ」)と呼ぶ者あり)
○副議長(三木治朗君) 総理大臣の答
弁は保留されました。堀尾君。

〔堀尾君答へ、拍手〕
○堀尾君 私は労働者を代表いたし
まして、只今上程に相成つております
ところの破壊活動防止法案につきま
して、総理並びに木村法務総裁に所見
を質したいと思つております。
同僚議員諸君がこれまで種々質問を
展開されたのであります。併しながら
、それに対する木村法務総裁並びに
吉武労働大臣の答弁は極めて簡明、而
もその内容を殆んど聞いておらないの
であります。例えば伊藤君の質問に対
しまして木村法務総裁は刑法その他の法
律によつてすでに破壊活動は十分に取
締られておるはずである、何ら本法案
のごとき法律を必要とする理由はない

という質問に對しまして、暴力行為を
取締るのである、団体をその面から規
制するのであるというだけの答弁であ
ります。只今の羽仁君の質問に對しま
しても同様であります。民主主義は暴
力を否定する、併し羽仁君の一番聞か
れた点は、国民の抵抗権といふものが
果して民主主義の上において否定され
るかといふところにあつたと思つので
あります。これに對しましては何
ら答えておらない。(言えないのだ)
と呼ぶ者あり) 御承知のように、ジョ
ン・ロックが初めて国民の抵抗権を民
主主義を維持する第一の原則として掲
げ、(その通りだ)と呼ぶ者あり)これ
が人権宣言の中に流れ、更にアメリカ
のヴァージニア憲法その他の州憲法に
取入れられ、権利宣言となつて現われ
ておることは、皆さんもすでに御承知
だ。(自由党は知らない)と呼ぶ者あ
り) 民主主義を維持する第一の原則
は、不当なる政府に對して、不当なる
権力を行ふものに対して国民が抵抗す
ることである。諸君は、抵抗すると言
えは暴力だ、今木村法務総裁は、汽車
が顛覆することはいいことではありま
すか、或いは殺人はいいことではあり
ますかといふことを言つておる。木
村法務総裁は、国民の抵抗権と、それ
から汽車が顛覆したり或いは又人を殺
したりする、そういうことと同じよう
に考へておる。認識不足も私は甚だし
いと思ふ。(十二才だ)と呼ぶ者あり)
もう少し政治思想史の一頁を開いて勉
強なさるがいいと思ふ。(その通り
だ)と呼ぶ者あり)それから吉武労働大
臣は帰られたようであります。今政
治ストの話をされておる。経済的な條
件の改善を行ふことが労働者のスト
イキの法律上保護されておるゆゑんで
ある、若しそれを逸脱するならば、こ
れは労働法上の保護をこれに對して與
へることはできないのだといふことで
あります。羽仁君が質問したのはさう
いふことではない。労働條件を守るた
めに法案に對して反對することは、同
時にそれが労働者の労働條件の保護に
なるのではないかといふことなのであ
ります。ところがこれに對して労働大
臣は單に政治ストだと言われる。皆さ
んはアメリカで、戦争後、タフト・ハ
ーレー法に對して労働組合が立ち上
つてストライキをやつたことを御存じ
だらうと思ふ。(知らないだらう)と
呼ぶ者あり)又海員組合が当時のト
ルーマン大統領の労働政策に對して反
對して立ち上つたことも御存じだらう
と思ふ。(知らんのだよ)と呼ぶ者あり)

諸君が若し知らないというならば、これ又諸君は労働政策に対して極めて怠慢であると申さなければならぬと思ふ。(その通りだ)と申す者あり)我々はこのような不十分な答弁では到底納得することができないのであります。私は以下数点について政府に質問したいと思ふ。

先ず第一に、刑法その他暴力活動取締に関する諸法律等があるが、特に何のために本法案を提出したか。これは伊藤君によつて質問された問題であります。法務総裁の答弁では、「団体活動に関するところの規定がこれまでにならぬ、つまり真空状態になつてゐる。そのために団体の活動を規制する必要がある」と云つて来る。これが本法案の必要とされる理由である。「さういふ工合に説明されておる。

(副議長退席、議長着席)

併しながら、果して木村法務総裁の言がごとくに、団体活動そのものを我々は犯罪責任者として問ふことができるか。これは伊藤君によつて質問され、又羽仁君によつても質問されたのであります。さういふ点が第一の問題となり、更にそれに引続いて、すでに刑法において内乱罪、騒擾罪、その犯罪に対するところの教唆とか、予

備とか、陰謀であるとかいうようなものについての十分な取締規定がある。その取締規定の上に果して特別法を設ける理由がどこにあるかということをも、もう一度重ねてお尋ねしたいと思ふ。

第二点は、これも伊藤君によつて若干触れられた問題であります。本法案によりますと、行政機関によるところの行政処分を以て七年以下の禁錮の刑に処するといふ罰則を規定しておる。これは司法権の侵害ではないか。日本の憲法は三権分立の原則に立つております。立法は国会、行政は内閣総理大臣、そして司法は裁判所がこれを行うといふことが、憲法の建前になつておる。(委員会でもなく、国民の基本的な権利、自由を保障するための制度的な保障であります。ところが、本法案によりますと、行政機関の行政処分によつて、而も七年以下の禁錮というやうな罰則をそこに設けることができることになつておる。これは本来ならば司法裁判所が行うべきところを、行政機関の都合で行政的な処分によつて犯罪を罰するといふことになるのであります。基

本的人権を侵害するばかりでなくて、三権分立の原則を棄するのだと申さなければならぬ。(結論々々)と呼ぶ者あり)この点について法務総裁並びに総理の明確な回答を求めたいと思ふ。各議員によつて、治安維持法の問題と比較して本法案についての御質問があつたのであります。治安維持法も本法案も、刑法に対するところの特例法であるといふことにおいては共通したものである。特に治安維持法は、時の政治勢力に左右されまして、非常な我々が今日考へてもぞつとするやうな結果をもたらしていることは、皆さん御承知の通りであります。あの治安維持法の規定を見ますと、初めは団体の変革又は私有財産制度の否認を目的としたところの結社を禁止するといふことになつており、而もその刑も十年以下の懲役といふことになつておつたのであります。その後、昭和十三年、十六年と数度の改正を見まして、処罰の対象であるところの違法行為も次第に拡張されまして、果ては単に団体の変革や或いは私有財産制度の否認を目的とするところの結社並びにそれに対するところの教唆その他諸行為ばかりでなく、もつと広い内容のものとなり、遂には自由主義思想を持つ者すらその対象として処罰され

る、その処罰の罰も遂には死刑となり、無期懲役となり、このような拡大された法律となりまして、我々国民の基本的な権利を頭から侵害してしまつたことは御承知の通りであります。而もその救済の方法を見ますと、違反事件については控訴を認めておりません。單に二審制度でありまして、弁護人の数も制限をされております。又刑期満了後におきましては予防拘禁制度すら行われました。世界の刑事法上稀に見るところの弾圧法規たと言われておつたのであります。勿論その時の情勢と今日の情勢とは違ふであります。従つて治安維持法に盛り込まれた法文の字句も、今日の破壊活動防止法案と比べますならば、そこに若干の差異が認められるかも知れませんが、併しながら、何人が治安維持法が辿つた運命をこの破壊活動防止法案が辿らないと保障することができるでしょうか。(さうだ、それが一番危険なんだと呼ぶ者あり)この点について木村法務総裁の説明をお聞きしたいと思います。

次に内容の問題につきまして一二の点をお伺いしたいのであります。破壊活動の定義、その範囲が極めて抽象的であり、明確を欠いております。而もすでに同僚各議員によつて質問されたように、その内容は拡大されて解釈されることの危険を多分に含んでいるのであります。而も我々が見て驚くべきことは、例えば教唆、破壊活動について教唆といふことが犯罪の対象となつて規定されている。従来は適例正犯がなければ成立しないところの教唆について、本法案では教唆そのものがすでに犯罪の対象となつて罰せられるといふことになつてゐるのであります。煽動その他についても同様に我々は拡張解釈の危険を多分に見ることができるとして、この点から申しまして、この定義、その範囲が極めて明確を欠くといふことは、我々の基本的人権を侵害する点において極めて重大なる結果を招くものと考えなければならぬと思ふ。而もその認定機関、この問題についても同僚議員がすでに質問したところでもあります。木村法務総裁のさつきの答弁によりますと、いふと「公安調査庁、つまり審査機関としての公安調査庁と、それが決定を行うところの公安審査委員会とが、それぞれ別個の機関であり、而もその決定に対して訴を提起することは認められていないのだからして、極めて民主主義的な方法であり、而も公安審査委員会の

中には労働組合の代表者をも参加せしめることになつておるのだ、こんな民主主義的な機構はないではないか」といふ答弁なのであります。成るほど形は一応民主的のようでありましよう。併し伊藤君がすでに質問されたやうに、檢察的な機能を持つところの公安調査庁、これに對して決定を與えるところの公安審査委員会というものが同一法務總裁の所管の下に立つてゐるのではありません。従つて、その人事は勿論のこと、その活動そのものについても政治的に極めて左右されるであらうといふことは想像にかたくなないのであります。この点から申しまして、果して公正なる認定ができるかということが問題にならざるを得ないのであります。この点についての政府の答弁を求めらるものであります。

それから、この法案の濫用防止に對する保障がどこにあるか。第二條に憲法の保障する「云々」といふことが規定されてある。或いは団体規制の條件を嚴格に規定してゐるか、或いはこれらの條件についてはすべて証拠を以て立証しなければならんとか、特に労働組合の活動についてはこれを制限したり或いは阻止するものではないかといふようなことを挙げて、政府のほうでは十分

これによつて保障することができるといふことを答弁しております。併しながら、認定機関、判定機関が、すでに先に述べたやうに時の政府によつて自由に動かされるばかりでなく、而もなお我々の重要視しなければならんのは、行政訴訟によるところの救済が極めて形式的であり実効を持たないといふこととであります。即ち行政処分効力は公安審査委員会の決定が公示されたときから発生いたします。これに對して処分の取消を要求することができましよう。併し処分の取消を要求するといつたしましても、裁判所におけるところの判決が確定するまではその処分の効力は少しも解除されないものであります。成るほど裁判所は「受理した日から百日内にその裁判をするように」とめなければならぬ」といふことはこの法案の條文中に謳つてあります。併しこれも伊藤議員によつて取上げられたのであります。行政事件訴訟特例法の規定によりましよう、行政訴訟は、内閣総理大臣が異議を申立てたとき、或いは裁判所が公共の利益に反すると認めたときは処分を停止しなくともよい、又訴の請求を棄却してもよいといふことになつてゐるのであります。そうしますと、果して行政

訴訟によつて救済を求めるといふことが可能であらうかといふことが問題になると思ふのであります。この点に關して首相並びに木村法務總裁の御答弁を煩わしたいと思ふのであります。なお、この法案は特定少数の破壊的な活動を取締るというために出されたものでありましようが、併し取締に急なるの余り、憲法に保障されたところの基本的人權、特に言論、集会、結社の自由、労働者の団結権、団体行動権を抑圧するものであるといふことは、以上の説明によつて十分我々はこれを見ることができると思ふ。曾つての治安維持法が辿つたと全く同じ運命を恐らく迎へるものであらうと思ふ。言ひまでもなく民主政治の基礎といふものは、自由なるところの言論活動、政治活動、団体活動等によつて、初めてこれを達成することができるのであります。羽仁君は冒頭に、この法案に對する世論の反對が如何に嚴しいかを引用されてゐる。民主政治は又世論政治と言われる。世論の動向を政治の上に反映してこそ初めて民主政治の円満なる運行ができるのであります。ところが、この世論を無視して果して円満なところの民主政治が行われるのでありましようか。明日に迫るところの

トの第二波は、労働大衆の本法案に對するところの強烈な反對を表明したものにほかなりません。若しこれを抑圧するならば、これこそ民主政治の抑圧だと申さなければならぬのであります。私はその意味におきまして本法案ほど反動的な反民主的な法案はないと考へる。政府は、むしろこの際、これを進んで撤回すべきではないかといふことを申し上げまして、私の質問演説を終ることにいたします。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 答へいたします。(労働大臣どうした)と呼ぶ者あり)

只今堀君の御質疑の要點は、國民のこのいわゆる抵抗権の抑圧じやないかといふやうな御説のやうに承つたのであります。併し、國民の抵抗権と申しましても、それは限度があるのであります。これは言論とか出版とかその他の方法を以て抵抗することは、これは私は望ましいことであらうと考へております。いやしくもその抵抗権の行使が暴力によつてやるといふことに立ち至つては、民主政治の私は破壊だと考へております。(その通り)と呼ぶ者あり)そこで本法案においては、か

やうなことであつてはならぬ、暴力による抵抗は、これは民主政治においては許すべからざるものであるといふ建前からきてゐるのであります。けれどもこの暴力の否定が、(警官の暴力はいいのか)と呼ぶ者あり)いわゆる民主主義の政治に私はふさわしいものと思へてゐるのであります。

次にこの教唆煽動の点であります。が、これは御承知の通り各種の法案において、先ほども申しました通り、公職選挙法にもあるのであります。教唆煽動といふことは……本法案においてこの行為を取入れたといふのは、要するに、内乱とか騒擾とか、そういうやうな重大な行為を教唆するとか煽動するといふことは、これは許すことができない、その立場から教唆煽動をこの法案に盛り上げたのであります。それから、次に堀君は、行政処分によつて刑罰を科することは不当ではないか、(さういふことではあります、行政処分によつて決して刑罰を科してゐるのではありません、この法案は……それは捜査その他の処置は行政官吏がやるのであります、刑罰を行政処置によつてやるわけじやないのであります。これは堀君の思い違ひだと考へております。(自由を制限してゐるじやないか)と呼ぶ者あり)

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二) 破壊活動防止法案外二件に対する質疑

六〇四

それから公安審査委員会の制度であります。これを法務総裁の管轄の下に置くのは不都合じゃないか、こういう御議論であります。これは公安審査委員会設置法第三條によりまして、この公安審査委員なるものは独立してその職務を行うという建前をとつておるのであります。いわゆる法務総裁の意見なんかを徴することなく、独自の見解においてこれを決定する、こういう建前をとつておられますから、極めて私は民主的だと考えております。(その通り)と呼ぶ者あり)而もこの公安審査委員の選任につきましては、先刻来申上げました通り、国会においてその承認を求めて、各方面の識者をこれに選任したいと、こう考えておられますので、この法案の運用についていささかの私は危惧の念を抱くものではない、こう考えております。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 内閣総理大臣の答弁は他日に留保されました。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は日本共産党を代表して、本日政府より提案された破壊活動防止法案並びに関係諸法案に対し若干政府の所信を質したいと思います。

先にサンフランシスコにおいて吉田全権以下が、講和、安保兩條約に調印してから後、先ず第一に日本国民に強制し、兩條約の本質を余すところなくさらけ出したものは、日本の主権をアメリカに献上する日米行政協定でありました。(何を言つておるか)と呼ぶ者あり) そうして講和條約の発効を目前に控えた今日、自由党政府が日本国民に與える、自由党のいわゆる独立の第一の贈物がこの破壊活動防止法案であります。本法案の内容を見れば、如何に吉田内閣が日本国民の言動におびえ、日本国民すべてを敵視し、猜疑の目を以て見ておるかが明らかであります。(共産党)と呼ぶ者あり) 政府の言う独立が民族の独立であり、平和が本当の平和であり、日米關係が真に和解と信頼に満ちているならば、何故にかく日本国民の言動に恐れを抱くのであるか。それは、政府の政策がすべて国民の利益とは反対の方向に推し進められ、真の自由と独立と平和とは何らの關係もないことを企んでいるからにはかならないと思つておられます。このことは兩條約締結後の日本の現実を見れば明らかであります。日本の教育は、アメリカ資本主義を礼讃させ、日本の青年を再び戦争に駆り立てるために、

再軍備、總動員の下準備として天野式教育勅語を押し付けようとしておる。又六三制教育は龐大な軍事費の支出のために破壊に瀕しているものであります。国土は挙げてアメリカ軍隊及び予備隊の衣を着た日本軍隊に提供され、農民はその生活の基礎を一片の命令によつて奪はれておるのが現状であります。日本の産業はどうか。日米經濟協力は日本の産業をアメリカの軍需下請に墮落させ、中国、ソ同盟との通商の遮断は、纖維産業の四割操短に見られるような平和産業の破壊と沈滞を起させているのであります。貿易の拡大による各国の繁榮と、社会主義、資本主義の二つの体制の平和的共存のために開催された國際經濟會議には、世界で日本のみが旅券の交付を禁止して世界に恥をさらしたのであります。このように日本の教育と文化を破壊し、国土と産業を破壊し、労働者、農民その他あらゆる国民の生活を破壊しているのは、御主人に操を売つた自由党吉田内閣ではないか。更に言論、集会、結社、思想の自由を踏みじり、基本的人権を破壊しているのは誰か。行政協定が最もよく現わしているように、日本の主権を破壊し、日本全土を軍事基地そのものにして、独立と平和を破壊

した者は誰か。このようにして自由と独立と平和を破壊しているのは吉田内閣自身ではないか。我々は日本の国民を代表して、真の破壊は吉田内閣自身が行なつておることを指摘するものであります。この重大な破壊活動に反対して日本国民は今や闘いを開始し、この闘いは広汎な民族的運動に発展しつつあるのであります。文化の面においては、天野式教育を排除し、民主的な教育の確立のため、学者、教職員が一堂に集まり、活動を推し進めておる。又軍国主義に反対する日本教職員組合は、良心的業者と共に戦争おもちやの排撃運動を開始している。学問の自由を破壊する特高的思想調査に対して、大学教授、学生が一体となつて闘つておる。又横須賀においては植民地的歌謡の見本のようなタマラン節に対して抗議運動が巻き起つております。不当な土地取上げ、漁場の取上げに対しては、農民は命を賭して闘つており、横浜、神戸、佐世保等の港灣の接収解除運動は全市民と共に市長をも立ち上らせている。中ソとの貿易が日本の繁榮の根本であることを知つておるのは労働者のみではない。資本家の人々も同様である。だからこそ、政府の不当な妨害にもかかわらず、暴風会

の高良女史がモスクワに姿を現わしたゆえんではないか。現に心ある日本の財界人は、吉田内閣打倒が一日遅れることはそれだけ日本の損失だとし、いづつ總選挙が行われるかに重大な関心を示している。(拍手)更に労働者は低賃金と労働強化に反対し、農民は不当な供出と税金に反対し、インテリゲンチアは民族文化の確立のために植民地文化に反対しているのであります。広汎な国民各層が、今やこれらすべてのことは、國際独占資本家がアジア征服のために日本を利用する戦争政策に原因し、支配者の日本に対する賞讃と笑顔は実は悪魔の笑ひ顔にはかならないことを知り始めておる。そうして、吉田内閣はその操り人形であり、御主人の言葉を翻譯し、日本国民を欺くために修正する代書人であり、この戦争政策、植民地化政策に反対する人民に噛みつく番犬であることを知り始めておる。だからこそ吉田内閣は今回破壊法案を提出したのであります。若しもこの法案が成立したならば、どのようなことになるか。例えば第三條によれば、一枚の新聞を持つていただけでも、一冊の本を持つていただけでも、ちよつとした集會をしたただけでも逮捕されるのである。又労働組合の

活動も、騒擾の名の下に弾圧すること
が自由であると思ふがどうか。この第
二條第二項にいづゆる「労働組合その
他の団体の正当な活動」とはどういう
活動を意味するのか。自由党の認定す
る正当な労働組合活動とは、曾ての
産業組合的活動を意味するものと
思ふが、今日の労働者はファシズムの
支配に甘んずるものではない。現に明
十八日行われんとする労働傘下数
百万の労働者の抗議ストライキ、抗議
集會に對して、如何なる態度で臨もう
とするのか。如何に政府がこれは暴力
団体或いは共産党のみと言ふとも、国
民は過去の経験を通じてその真実を知
つております。尊い犠牲を経て心の中
に刻み込まれておる。かの戦争遂行の
ための治安維持法制定のときも同じこ
とが時の政府から言われたのでありま
す。日独伊の侵略政策は防共の名の下
に行われたことも歴史が示しておる。
このことを日本国民がよく知つてい
るからこそ、政府の弾圧政策と卑劣な懷
柔政策の二刀流にもかわらず、労働
者階級は、国家の独立と人権を守るた
め、結評、中立、差別系の別なく、国
民の先頭に立つて実力行使に入つてい
るのであります。これはひとり労働階
級のみではありません。日本新聞協会

も、弁護士会も、自由人権協会も、キリ
スト教婦人団体などの有力団体すべて
が反対声明を発表し、抗議しておりま
す。學者、評論家は、再び東條時代を再
現させないために身を賭して堂々と反
對の論陣を張つておるのであります。
現に、自由党以外の政友は、すべてこれ
に對し反對乃至批判的態度をとつてい
るし、自由党内部においてすら良心的
な声が起り、ために法案の提出が遅れ
たと言われているのであります。
言論、出版、結社、思想の自由を暴
力によつて取締ることは不可能である
ことは、歴史の経験が明らかに示して
いる通りであります。東條、ヒットラー
の暴力が一体長続きしたてでありまし
ようか。而も歴史に逆行してあえてこ
の法案を提案した真意はいずこにある
か。吉田内閣のごとき日本国民を裏切
る勢力が独立と平和と繁榮の敵であり、
日本の愛國的勢力、平和的勢力の目標
が正しい以上、必ず破防法を作る勢力
が打倒されることは明らかであります。
東條が犯した犯罪は大きいけれど
も、吉田内閣は二重の犯罪を犯してい
るが故に更に大きいのであります。そ
れは、吉田内閣が、これを日本のため
ではなく、外國の御主人のために、
民族を裏切つておるからであります。

(拍手)、「その通りだ」と呼ぶ者あり
日本共産党は、本法案が最初の一字
から最後の一字まで全く許し得ざるも
のであるが故に、この法案の撤回を要求
するものであります。(拍手、「答弁の
必要なし」「答弁ができないか」「時間
があるから再質問をやれ」と呼ぶ者あり)
〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍
手〕
○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の御
質問の要旨は、要するに本法案を政府
において撤回する意思があるかどうか
ということでありまして。撤回する意思
はないといふことを申し上げます。(拍
手、「その通りだ」「明日のストライキ
はどうなるんだ」と呼ぶ者あり)
〔國務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕
〔「まじめに答へなさい」と呼ぶ者
あり〕
○國務大臣(吉武恵市君) お答えいた
します。
正當なる組合活動とは、労働組合そ
の他の法令によつて許された範圍の行
動であります。今回のストは、しばし
ば申上げましたごとく違法の政治スト
と考へております。(「その通り」と呼
ぶ者あり、拍手)
○議長(佐藤尚武君) 總理大臣の答弁
は他日に留保されました。
(須藤五郎君発言の許可を求む)

○議長(佐藤尚武君) 須藤五郎君、何
ですか。
○須藤五郎君 再質問です。
○議長(佐藤尚武君) 再質問、よろし
うございませう。
〔須藤五郎君登壇〕
○須藤五郎君 私は今、吉武首相に對
して、あすの十八日のストライキにつ
いて違法であるかどうかといふことを
伺つたものではありません。その行動に
對して、政府はどういう行動を以て臨
もうとするのか、その態度をはつきり
明確にしるということをお求めたのであ
ります。それに対して吉武首相は何ら
答弁をしていない。重大な問題である
から、明日のストライキに對してどう
いう態度で臨むか、ここに明確にして
おいて頂きたいと思ひます。
〔國務大臣吉武恵市君登壇〕
○國務大臣(吉武恵市君) お答えいた
します。明日のストライキは正常なる
労働組合のなすべき措置ではないと存
じますので、再三再四、最後まで、そ
の自重を要するつもりであります。
(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)
○議長(佐藤尚武君) これにて質疑の
通告者の発言は全部終了いたしましたし
た。質疑は終了したものと認めます。
次會の議事日程は決定次第公報を以

て御通知いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後七時十七分散會
○本日の會議に付した事件
一、公務員の給與改訂及び人事院の
機構改革に関する緊急質問
一、日程第一 住民登録法施行法案
一、日程第二 下級裁判所の設立及
び管轄區域に関する法律の一部を
改正する法律案
一、日程第三 町村職員恩給組合法
案
一、日程第四 在外公館に勤務する
外務公務員の給與に関する法律案
一、日程第五 千九百四十六年十二
月十一日にレーク・サクセスで署
名された議定書によつて改正され
た麻薬の製造制限及び分配取締に
關する千九百三十一年七月十三日
の條約の範圍外の藥品を國際統制
の下におく議定書への加入につ
いて承認を求めるの件
一、破壊活動防止法案、公安調査庁
設置法案及び公安審査委員會設置
法案の提案理由の説明
出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二)

議員

藤森 眞治君	藤野 繁雄君	木村 守江君	西山 亀七君
中山 福藏君	早川 慎一君	一松 政二君	深水 六郎君
波多野林一君	野田 俊作君	仁田 竹一君	草葉 隆圓君
徳川 宗敬君	伊達源一郎君	徳川 頼貞君	左藤 義詮君
館 哲二君	竹下 豊次君	大島 定吉君	黒田 英雄君
高橋 道男君	高田 寛君	小林 英三君	中川 以良君
高木 正夫君	杉山 昌作君	川村 松助君	寺尾 豊君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	宮城タマヨ君	溝口 三郎君
西郷吉之助君	小林 政夫君	三浦 辰雄君	前田 穰君
小宮山常吉君	楠見 義男君	小野 義夫君	大野木秀次郎君
木下 辰雄君	片柳 眞吉君	入交 太藏君	宮田 重文君
加藤 正人君	加賀 操君	宮本 邦彦君	杉原 荒太君
奥むめお君	阿本 愛祐君	松本 昇君	秋山俊一郎君
岡部 常君	小野 哲君	石村 幸作君	長谷山行毅君
梅原 眞隆君	飯島速次郎君	高橋進太郎君	鈴木 安孝君
赤木 正雄君	結城 安次君	鈴木 恭一君	愛知 揆一君
山川 良一君	山本 勇造君	安井 謙君	平林 太一君
山内 卓郎君	森 八三一君	長島 銀藏君	平沼彌太郎君
青山 正一君	小龍 彬君	竹中 七郎君	有馬 英二君
上原 正吉君	岡田 信次君	菊田 七平君	溝淵 春次君
石原幹市郎君	玉柳 實君	團 伊能君	滝井治三郎君
中川 幸平君	九鬼紋十郎君	池田宇右衛門君	前之園喜一郎君
大矢半次郎君	郡 祐一君	駒井 藤平君	林屋龜次郎君
廣瀬與兵衛君	岡崎 眞一君	油井賢太郎君	北村 一男君
楠瀬 常務君	加藤 武徳君	中山 壽彦君	白波瀬米吉君
植竹 春彦君	山本 米治君	岩沢 忠恭君	鈴木 強平君
古池 信三君	小杉 繁安君	西田 隆男君	黒川 武雄君
山縣 勝見君	石川 榮一君	横尾 龍君	石坂 豊一君
		境野 清雄君	大隈 信幸君

木内キヤウ君	谷口弥三郎君	木村 啓一郎君	成瀬 橋治君
稻垣平太郎君	門田 定藏君	山花 秀雄君	三輪 貞治君
江田 三郎君	三橋八次郎君	小林 孝平君	中田 吉雄君
若木 勝蔵君	梅津 錦一君	栗山 良夫君	深川タマエ君
三好 始君	内村 清次君	荒木正三郎君	羽生 三七君
石川 清一君	松浦 定義君	高田なほ子君	吉田 法晴君
山崎 恒君	深川榮左エ門君	岩本 哲夫君	岩男 仁藏君
菊川 孝夫君	岡田 宗司君	河崎 ナツ君	一松 定吉君
岡村文四郎君	小笠原三男君	木下 源吾君	野澤 勝君
須藤 五郎君	岩間 正男君	兼岩 傳一君	千葉 信君
木村 啓一郎君	堀 眞琴君	水橋 藤作君	岩崎正三郎君
千田 正君	東 隆君	松原 一彦君	田中 一君
山田 節男君	大山 郁夫君	羽仁 五郎君	矢嶋 三義君
村尾 重雄君	吉川末次郎君	カニエ邦彦君	島 清君
佐々木良作君	松永 義雄君		

相馬 助治君 中村 正雄君
山下 義信君 伊藤 修君
小泉 秀吉君 波多野 鼎君
下條 恭兵君 松浦 清一君
片岡 文重君

國務大臣
法務總裁 木村篤太郎君
大蔵大臣 池田 勇人君
厚生大臣 吉武 恵市君
農務大臣 岡崎 勝男君
國務大臣 岡野 清義君
國務大臣 山崎 猛君

政府委員
内閣官房長官 保利 茂君
人事官 入江誠一郎君
人事院事務總 滝本 忠男君
局給與局長 龍野喜一郎君
法務政務次官 佐藤 達夫君
法制意見長官 高辻 正己君
法務府法制意見第一局長 清原 邦一君
刑政長官 吉河 光貞君
法務府特別 審査局長

〔参照〕
四月十五日議長において、左の通り議席を変更した。
一六 鈴木 安孝君

〔第二十六号参照〕

審査報告書

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十七日

農林委員長 羽生 三七
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山崎 恒 片柳 眞吉
赤澤 興仁 三橋八次郎
岡村文四郎 加賀 操
松永 義雄 島村 軍次
三浦 辰雄 西山 龜七
滝井治三郎 宮本 邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由
松くい虫等以外の森林病害虫の防除は政令により駆除予防を行っているものであるが、この政令は法律上その効力を一年以内に制限されておき、松くい虫等以外の森林病害虫の発生及び被害状況は予断を許さない状態であり、松くい虫

等以外の森林病害虫木についても

この法律に基いて徹底した防除ができるように改正したのは妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この改正によつて森林資源の保護と林業生産の助長に寄與する利益がある。

三、費用

この法律の施行に要する費用は昭和二十七年年度予算に二億四千五百四十二万円計上されている。

審査報告書

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十七日

農林委員長 羽生 三七

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯島連次郎 山崎 恒

片柳 眞吉 赤澤 與仁

三橋八次郎 岡村文四郎

松永 義雄 島村 軍次

三浦 辰雄 小林 亦治

西山 龜七 滝井治三郎

宮本 邦彦 加賀 操

要領書

一、委員会の決定の理由

国営保険の林令の制限を撤廃し、広く人工林全般にわたつてこれが保険の目的としうることとしたのは妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この改正によつて森林経営の安定を図り、併せて森林のもつ公共的役割の達成に寄與する利益がある。

三、費用

この法律の施行によつて特に費用を要しない。

審査報告書

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十七日

大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平

岡崎 眞一 田村 文吉

西川甚五郎 菊川 孝夫

野澤 勝 小宮山常吉

森 八三一 菊田 七平

大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に属する資産の価額の改定に関する規定を整備するとともに財政法及び会計法の改正に伴う所要の改正を行い、前渡金経理について特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の経理の合理化に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十七日

経済安定委員長 佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉山 昌作 郡 祐一

小瀧 彬 永井純一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

現下の経済状況にかんがみ、国際的に供給が不足する物資等の需給を調整しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民経済の健全な発展を図るとともに、国際経済の円滑な運行に寄與する利益がある。

三、費用

この法律の施行には、特に費用を要しない。

〔船員保険法の一部を改正する法律案の審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十七年四月十七日 参議院會議録第三十一号(その二)

六〇八

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十 円
(送料別) 発行所 東京都新宿区市谷本町一五
印刷 刷 行 店
電話 九段側 〇五九 〇五九
東京 一九〇〇 官報